

延岡市景観計画



延 岡 市

平成22年7月策定

(令和7年4月改訂)

延岡市景観計画 目次

序 章 景観形成の考え方

第1節 景観形成の意義	1
第2節 景観計画の構成	2
第3節 景観計画の位置づけ	4
第4節 延岡の景観の現状	5

第1章 景観計画の区域【景観法第8条第2項第1号】

第1節 景観計画の区域	13
-------------------	----

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 基本目標	14
第2節 景観形成の基本方針	14
第3節 景観構造別景観形成方針	16
第4節 景観形成重点地区の景観形成方針	25

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項【景観法第8条第2項第2号】

第1節 届出対象行為	28
第2節 届出対象行為に係る景観形成基準	31

第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針【景観法第8条第2項第3号】

第1節 景観重要建造物の指定の方針	38
第2節 景観重要樹木の指定の方針	39

第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項【景観法第8条第2項第4号ロ】

第1節 基本的な考え方	40
第2節 景観重要公共施設の指定の方針	40
第3節 景観重要公共施設の指定	41
第4節 整備に関する事項	43

第6章 景観づくりを推進するために

第1節 景観づくりの方針	46
第2節 推進体制	47
第3節 審査体制	47
第4節 景観計画の運用体制	48

参考資料

1. 色彩について	50
2. 景観に関する市民の意識について	52
3. 延岡市景観計画策定までの流れ	63
4. 用語解説	67

序章 景観形成の考え方

第1節 景観形成の意義

景観とは？

景観は、海・山・川・田園などの自然や、建物・道路・公園等の人工物といった「形あるもの」だけでなく、これまで育まれてきた文化や歴史のあるまちのたたずまいといった都市の「印象」など、様々なもので構成されています。つまり景観は「目に映るまちの姿だけでなく、見る人が感じ取る印象も含めた幅広いもの」ということができます。

景観形成とは？

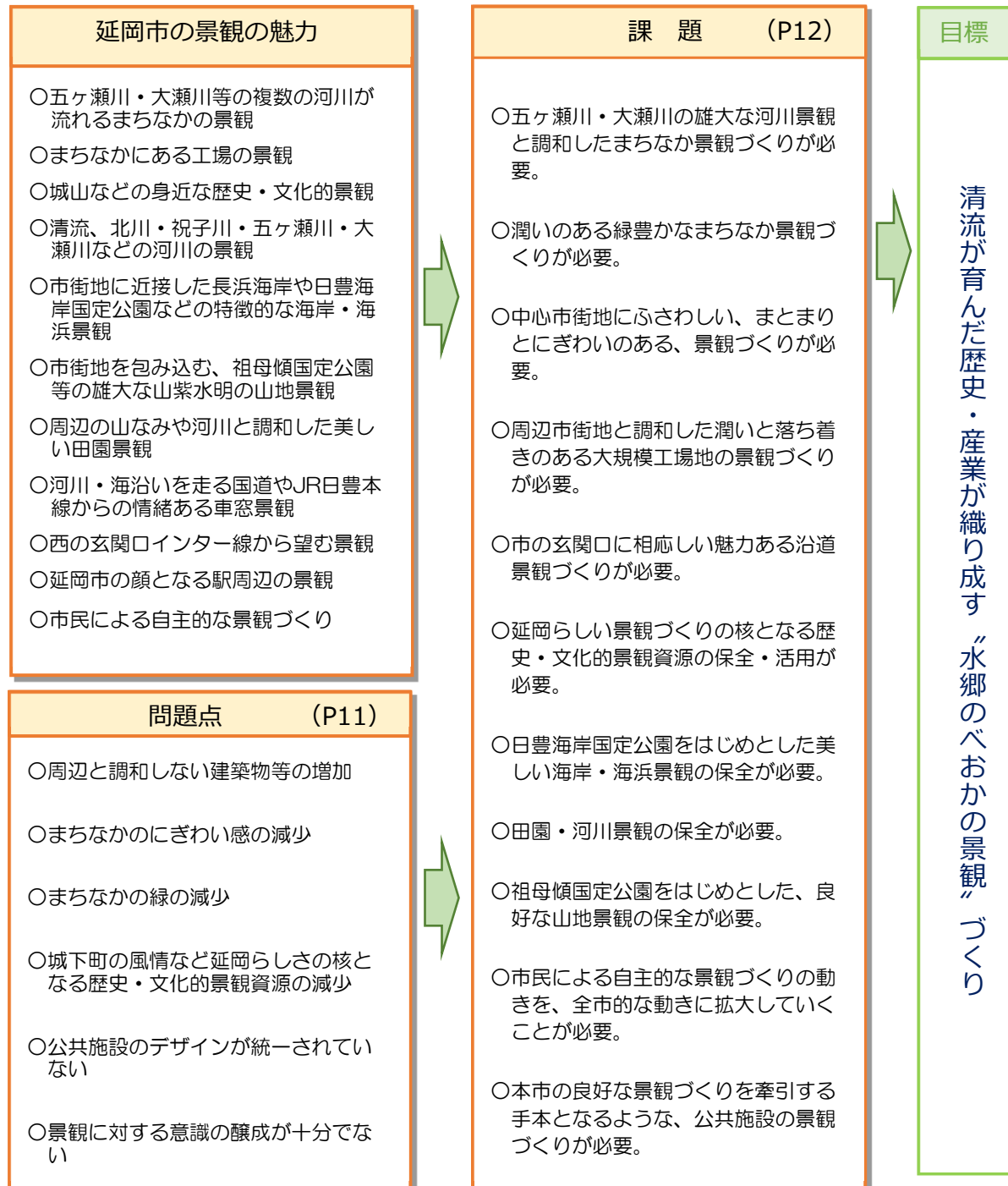
良好な景観は、人々の長い時間をかけた生活の営みや努力の積み重ねにより形成されます。景観形成とは、これらの育まれてきた地域固有の特性を活かし、大切な財産として維持・継承し、さらに新しく創出していく一連の取り組みを指します。本計画では、特に新しく創出するものについて、重点的に取り組みます。そのため、良好な景観の形成には、市民一人一人が、身の回りの景観づくりを意識して、持続的に取り組んでいく必要があります。

景観形成の意義！

延岡市の豊かな自然や歴史的なたたずまいを保全することや、美しく調和のとれたまちなみづくりなどの景観形成を進めることは、市民の地域に対する愛着や誇りを育むことにつながります。また、人々の「住んでよかった、訪ねてよかった」という共感を呼び、本市の魅力を向上させ、観光や交流を促進することが期待されます。さらに、景観づくりの取り組みを通じて、コミュニティの形成や市民活動の活性化などにもつながります。

第2節 景観計画の構成

延岡市の景観の魅力や問題点を分析することにより、課題を導き出しました。それを踏まえ、うえで目標及び方針を設定し、各種施策を推進します。



基本方針 (P14)

まちなみ

多様な資源が織り成す延岡固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努めます！

歴史文化

時代を超えて守るべき景観の保全・育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育んでいきます！

自然

延岡の風土を育む海山川の織り成す景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します！

協働

延岡の景観における特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で景観づくりを推進していきます！

景観構造別景観形成方針 (P16)

景観計画の区域は全市域とします。

中心市街地景観ゾーン

魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり

一般市街地景観ゾーン

潤いのある緑豊かな市街地景観づくり

工場地景観ゾーン

延岡固有の工場景観を生かした魅力的なテクノスケープづくり

幹線道路景観軸

まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり

河川景観軸

“水郷のべおか”にふさわしい河川景観づくり

田園景観ゾーン

周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり

山地景観ゾーン

山地・渓谷など多彩な表情を見せる雄大な山地景観の保全、及び自然とのふれあいの場となる景観づくり

海岸・海浜景観ゾーン

変化に富んだリアスの美しい海岸・海浜景観の保全、及び交流の場となる景観づくり

景観形成重点地区の景観形成方針 (P25)

城山周辺地区

城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと風格のある城下町景観づくり

シンボルロード周辺地区

背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなみ景観づくり

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

(P28)

届出対象行為		届出対象規模		届出対象行為に係る 景観形成基準
	行為	全市域	景観形成重点地区	
建築物	新築、増築など	高さ 13m 以上または延べ面積 500 m ² 以上	全て	配置 高さ
工作物	新築、増築など	高さ 13m 以上	高さ 13m以上	形態・意匠 色彩・素材
その他の行為	土地の形質の変更など	—	(P30 参照)	緑化 その他

景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針 (P38)

景観重要建造物

景観重要樹木

景観重要公共施設の整備に関する事項 (P40)

道路

公園

河川

景観づくりを推進するために (P46)

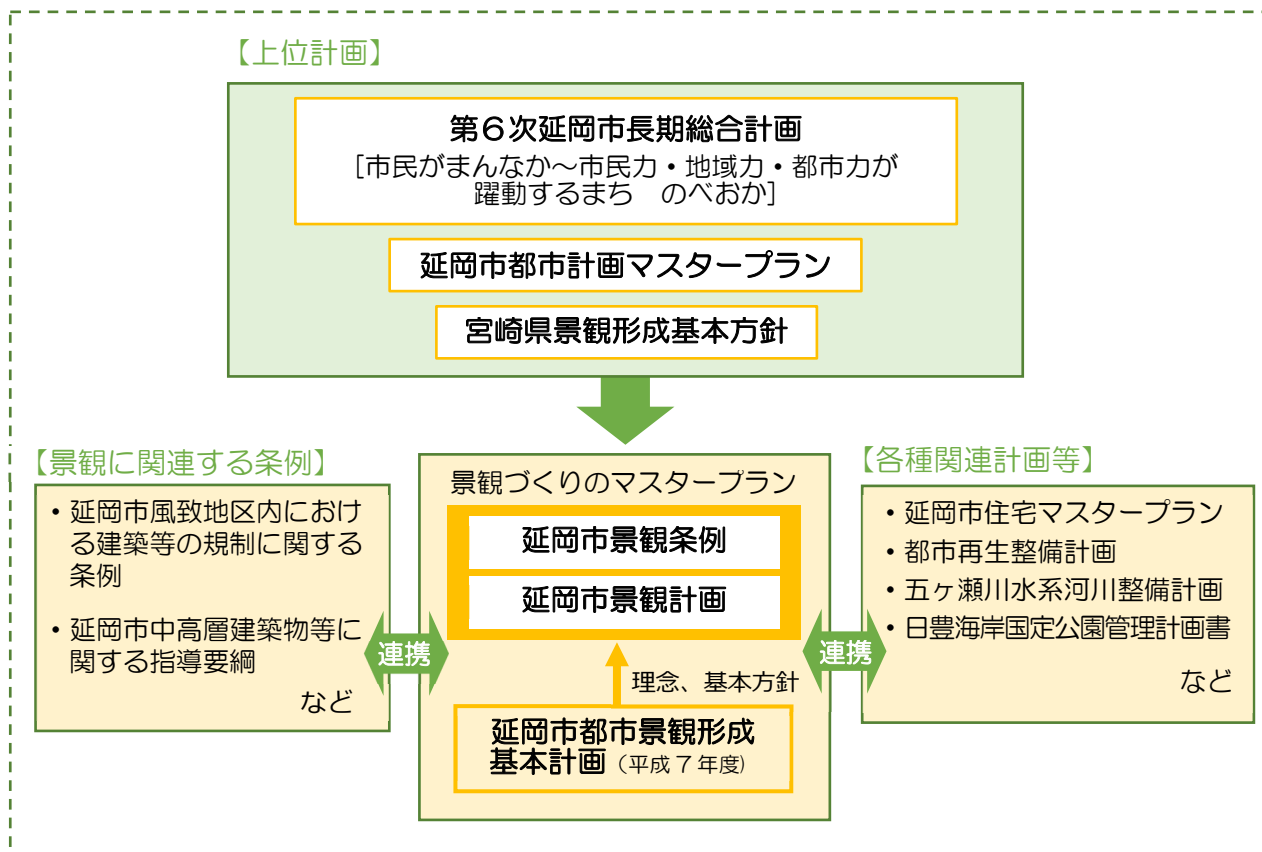


第3節 景観計画の位置づけ

良好なまちづくりを進めるにあたり、美しく魅力的な景観づくりは、必要な条件の一つです。

延岡市景観計画は、景観法第8条の「良好な景観の形成に関する計画」として定め、雄大な自然と歴史、産業が織り成す延岡らしい景観を“守り”“育み”“つくり”次世代に誇れる景観を引き継ぐために、目標や方針を達成するための取り組み、景観形成基準等を定めたマスタープランです。

今後は、本計画に基づき、本市の景観の特性を活かしつつ、更なる景観の魅力向上に資するような景観づくりを進めていきます。



延岡市の景観計画の位置づけ

第4節 延岡の景観の現状

1. 本市の景観形成を取り巻く主な背景

(1) 景観形成の取り組み経緯

延岡市では、平成 7 年 3 月に「延岡市都市景観条例」を制定し、平成 8 年 4 月に施行しています。この条例を踏まえて平成 8 年 3 月に都市景観条例の具体的な運用の方向性を示す「延岡市都市景観形成基本計画」を策定し、下記のように景観形成の取り組みを実施してきました。

しかしながら、策定から 10 年以上を経るなかで、少子高齢化や人口減少時代が到来し、社会を取り巻く潮流が大きく変わりました。また、人々の価値観も、量的充実から質的向上へと変化し、美しいまちなみなどの良好な景観に関する関心が高まってきました。こうした状況を受け、国による政策として、美しい国づくり政策大綱、観光立国行動計画、景観法の全面施行など、景観行政及び市民等との協働による景観づくりを担保する法律等が整備され、景観づくりを主体とした地域活性化の方針が打ち出されています。

このような中、本市は、旧延岡市と旧北方町、旧北浦町、旧北川町と合併し、合併以前よりも更に多くの景観資源を有することとなりました。また、高速道路の整備が進んでおり、より魅力的な景観づくりを後押しする社会環境の変化が起きている。これらの状況の変化を受け、本市は、平成 20 年 4 月に景観行政団体に移行しました。景観法に則った景観計画を策定し、より実効性の高い景観形成に取り組んでいきます。

年次	取り組み内容等
昭和 63 年度	都市景観形成モデル都市の指定を受ける
平成 2 年度	延岡市都市景観審議会の発足
平成 6 年度	延岡市都市景観条例の制定
平成 7 年度	延岡市都市景観形成基本計画を策定
平成 8 年度	延岡市都市景観条例の施行
平成 9 年度	都市景観のつどいの開催 延岡市都市景観賞・都市景観絵画コンクールを開始
平成 11 年度	城山周辺地区、シンボルロード周辺地区を都市景観形成地区に指定
平成 13 年度	延岡市公共標識基本計画を策定
平成 20 年度	景観行政団体に移行
平成 23 年度	延岡市景観計画の策定（告示日：平成 23 年 4 月 1 日、施行日：平成 23 年 10 月 1 日）
平成 23 年度	延岡市景観条例の制定（告示日：平成 23 年 5 月 12 日、施行日：平成 23 年 10 月 1 日）

延岡市の景観形成の取り組み経緯

2. 本市の景観の現状

市民アンケート、景観計画策定懇談会等における市民意向や、現地調査の結果を踏まえて、本市の景観の主な魅力、及び問題点・課題を以下のように整理しました。

(1) 景観の魅力

延岡らしさを醸成し、市民や来訪者の心象に残る、主な景観の魅力は以下の通りです。

●五ヶ瀬川・大瀬川等の複数の河川が流れるまちなかの景観

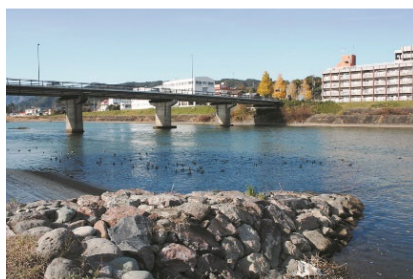
- 三方を山々に囲まれ一方が海に開けたまちなかに、複数の河川が流れるといった「水郷のべおか」として特徴的なまちなか景観を呈しています。また、全国でも3箇所しか残っていない貴重な土木遺産である畳堤が五ヶ瀬川沿いに980メートルにわたって残っています。



まちなかを流れる複数の河川



大瀬大橋から見た大瀬川



亀井橋と五ヶ瀬川



大瀬橋と大瀬川

●まちなかにある工場の景観

- 工業都市を象徴する大規模工場地や煙突が、まちなかのランドマークとなっています。



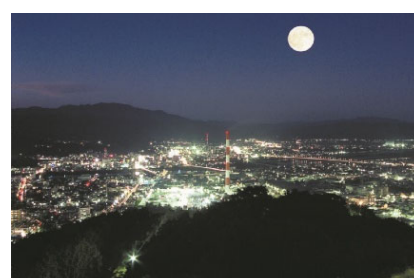
愛宕山から見た二本の煙突



長浜町の工場



旭町の工場



愛宕山から見た工場の夜景

●城山などの身近な歴史・文化的景観

- ・延岡城跡である城山は歴史を感じるまちなかのシンボルとして、鐘の音とともに市民に親しまれています。その城山周辺は、旧城下町としての歴史的雰囲気と落ち着きのあるたたずまいを呈しています。
- ・延岡城・内藤記念博物館は、延岡市の歴史資料や美術作品を鑑賞できる施設であり、敷地内には、延岡市の歴史ある貴重な建造物が当時の姿で残されており、歴史的景観を肌で感じることもできる施設となっています。



城山の鐘



北大手門



延岡城・内藤記念博物館の庭



天下一薪能

●清流、北川・祝子川・五ヶ瀬川・大瀬川などの河川の景観

- ・豊かな水量の河川が市域を貫流し、本市の景観軸となっています。
- ・初夏から晩秋にかけて、北川、祝子川、五ヶ瀬川、大瀬川沿いでは鮎漁を行なっている景観が見受けられます。
- ・宮崎の橋101選にも選ばれた干支大橋、綱ノ瀬橋梁、槇峰大橋、天馬大橋等、及び橋の日発祥の橋となっている安賀多橋など、清流と調和した美しい橋梁が延岡の河川景観の特徴の一つとなっています。



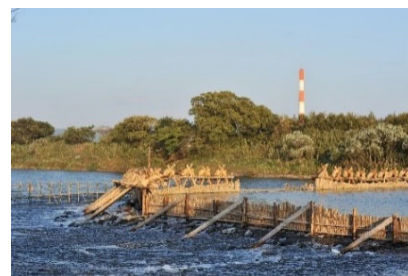
北川とそれに架かる橋



鹿川溪谷



干支大橋と早日渡橋



大瀬川に架かる鮎やな

●市街地に近接した長浜海岸や日豊海岸国定公園などの特徴的な海岸・海浜景観

- ・身近にある自然海浜の長浜海岸や、日豊海岸国定公園に指定されているリアス海岸をはじめとした、美しい自然景観が特徴的です。
- ・落ち着いた雰囲気のある、昔ながらの面影を残す港町や漁村が残っています。



島野浦



鏡山から見た下阿蘇海水浴場



サンビーチすみえ



阿蘇港

●市街地を包み込む、祖母傾国定公園等の雄大な山紫水明の山地景観

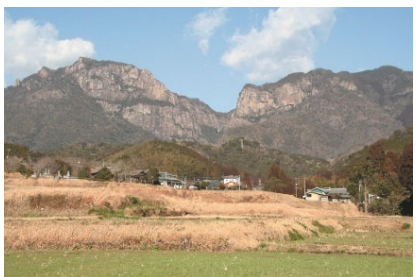
- ・大崩山や比叡山、行藤山などをはじめとした山々が連なる雄大な山地景観を呈しています。
- ・祖母傾国定公園内の山々には、奇岩や岩肌が露出し特徴的な景観となっています。



大崩山



比叡山



行藤山



矢筈岳から見た北方町の山々

●周辺の山なみや河川と調和した美しい田園景観

- ・河川沿いにひろがる田園地帯、及びその背景となる山なみや点在する山すその集落地が相まって、牧歌的な景観となっています。
- ・手入れの行き届いた棚田や茶畑は、人々の心をなごませ、美しい景観を呈しています。



北浦町地下の茶畑



北川町黒内の棚田



北方町美々地の稲架掛け



行藤の田園風景

●河川・海沿いを走る国道やＪＲ日豊本線からの情緒ある車窓景観

- ・南北に通る国道１０号やＪＲ日豊本線、東西に通る国道２１８号沿いに展開する河川や田園などの自然、及び市街地や工場などのまちなみが、特徴的な車窓景観となっています。
- ・国道３８８号は日豊海岸シーニック・バイウェイに指定され、美しい海岸が車窓から楽しめます。



国道 326 号



ＪＲ日豊本線から見た愛宕山



国道 388 号



若あゆ大橋から見た行藤山

●西の玄関口インター線から望む景観

- 西の玄関口である延岡インター線からは、市のランドマークである愛宕山や、工場の煙突が一望でき、春には沿道に、菜の花や河津桜、ソメイヨシノ等が咲き誇り、玄関口にふさわしい美しい景観をつくっています。
- また、国スポ・障スポに向けて建設中の新体育館が進化するアスリートタウンの景観をつくっています。



延岡インター線からの風景

●延岡市の顔となる駅周辺の景観

- 市の玄関口である延岡駅周辺は、一貫したデザイン監修のもとで再整備を行っており、その中でも市民活動によってにぎわいを創る場である「延岡市駅前複合施設エンクロス」と、仕事と生活の拠点として日常的に人が集まる場である「延岡駅西口街区ビル」は、市のシンボリックな景観となっています。



延岡市駅前複合施設エンクロス



延岡駅西口街区ビル

●市民による自主的な景観づくり

- 「NPO法人コノハナロード 延岡市民応援隊」による景観資源を活用した魅力的な観光地づくりや、「NPO法人ひむか感動体験ワールド」による景観保全活動や環境学習の基盤づくり、「北川やちみろ会」による自然保護活動、「上崎ふるさとづくり推進協議会」における菜の花を植える活動等、市民による自主的な活動が景観づくりに寄与しています。



NPO 法人コノハナロード延岡市民応援隊の活動



NPO 法人ひむか感動体験ワールドの活動

(2) 景観の問題点

●周辺と調和しない建築物等の増加

- ・河川沿いのまちなみが川や橋からの眺めに配慮されておらず、美しい河川景観と調和していない建築物等が見受けられます。
- ・美しい海岸を阻害するそれらと不調和な色彩・規模の建築物等が見受けられます。
- ・北川、祝子川、五ヶ瀬川、大瀬川等の河川沿いを中心にひろがる良好な田園景観を阻害するそれらと不調和な色彩・規模の建物や、ミニ開発等が見受けられます。
- ・本市を代表する視点場である愛宕山、城山、今山などからの眺望において、派手な色彩の屋根などが見受けられます。
- ・良好なやまなみ景観を一部阻害している採石場や携帯電話の電波塔などが見受けられます。
- ・周辺のまちなみと調和していない大規模工場の大壁面等が見受けられます。
- ・国道10号や国道218号、国道388号などをはじめとした、本市の骨格となる幹線道路沿いに、周辺のまちなみや自然と不調和な色彩・規模の建物、および建設プラント等が見受けられます。

●まちなかのにぎわい感の減少

- ・市民意見（H20）において、「中心市街地の通りや商店街など街の賑わいが感じられない」という指摘があります。

●まちなかの緑の減少

- ・市民意見（H20）において、「緑あふれるまち」が良い景観として最も多くあげられている一方で、「市街地に緑が少ない」という指摘があります。

●城下町の風情など延岡らしさの核となる歴史・文化的景観資源の減少

- ・生活文化の変化や近代化に伴って、旧城下町の風情や市内に点在する身近な歴史・文化的景観資源が失われつつあります。
- ・また、高層マンションの建設が市内随所で進んでおり、今後の開発によって、市民のシンボルである城山への眺望も阻害される恐れがあります。

●公共施設のデザインが統一されていない

- ・市民意見（H20）では、橋や街灯などのデザインに統一感がなく、連続性と風格が感じられないという指摘があります。

●景観に対する意識の醸成が十分でない

- ・市民による自主的な景観づくりが既に進められていますが、景観に対する市民の意識は未だ十分ではなく、市民協働の意識啓発も不足しており、一部の活動に留まっているとの指摘があります。（H20）
- ・市民意見（R5）では、市がこれまでに取り組んでいる景観施策（条例の適正な運用、景観づくりに貢献する活動団体への支援・育成等）について、5割の人が「分からない」と答えています。

(3) 景観の課題

本市における景観の課題を、まちなみ、歴史・文化、自然、協働、公共施設の観点でまとめると、以下のようになります。

●まちなみ

- ・河川からの眺めに配慮した建物等の景観誘導による、五ヶ瀬川、大瀬川の雄大な河川景観と調和したまちなか景観づくりが必要です。
- ・街路や店先、庭先などの積極的な緑化等による、潤いのある緑豊かなまちなか景観づくりが必要です。
- ・建物等の色彩・意匠の誘導やライトアップの工夫等による、中心市街地にふさわしい、まとまりとにぎわいのある、景観づくりが必要です。
- ・敷地境界の緑化や工場施設の色彩・形態の工夫等による、周辺市街地と調和した潤いと落ち着きのある大規模工場地の景観づくりが必要です。
- ・周辺のまちなみや背景となる山なみの景観と調和した建物への景観誘導等による、今後の本市の観光振興を見据えた、市の玄関口として、また市の景観の骨格軸に相應しい魅力ある沿道景観づくりが必要です。

●歴史・文化

- ・重要な景観資源を保全する仕組みや、建物等の高さ規制による眺望の確保等による、延岡らしい景観づくりの核となる歴史・文化的景観資源の保全・活用が必要です。

●自然

- ・日豊海岸国定公園をはじめとした海沿いの美しい自然景観と調和した建物への景観誘導等による、美しい海岸・海浜景観の保全が必要です。
- ・周辺の自然景観と調和した建物への景観誘導等による、田園・河川景観の保全が必要です。
- ・祖母傾国定公園をはじめとした内陸部の美しい自然景観と調和した建物等への景観誘導等による、良好な山地景観の保全が必要です。

●協働

- ・市民の景観への意識啓発や、市民の自主的な景観づくりへの支援策の充実により、今後はこの動きを全市的な動きに拡大していくことが必要です。

●公共施設

- ・一貫したデザインコンセプトに基づく橋や道路施設のデザイン誘導等、公共施設の高質化による、連続感と風格のある、本市の良好な景観づくりを牽引する手本となるような公共施設の景観づくりが必要です。

第1章 景観計画の区域

【景観法第8条第2項第1号】

第1節 景観計画の区域

本市では、海・山・川などの多様な自然景観、大規模工場地が内在する市街地景観、旧城下町や鮎やなをはじめとする歴史・文化的景観などの延岡らしさを醸し出している多様な景観が全市にわたって展開されています。

これらの多彩な景観の連携を図り、市全体での良好な景観づくりを進めるために、**全市域を景観計画の区域として定めます。**



延岡市の景観計画区域

第2章 良好な景観の形成に関する方針

第1節 基本目標

本市は、海、山、川などの豊かな自然の恩恵を受けながら、時代時代の人々の営みによってその歴史を刻んできました。それらが蓄積し、現在の延岡固有の景観が成り立ってきました。長い時間をかけて変化してきた延岡の風土や、長い年月刻まれてきた延岡の歴史を大切にし、新しいものをつくる時はそれらとの調和を図ることで、延岡らしい景観を育んでいきます。

基本目標

清流が育んだ歴史・産業が織り成す
“水郷のべおかの景観” づくり

本市への愛着や誇りを持った市民の心が、心地よい地域景観を守り、育み、次世代へ継承していくことにつながります。この市民の心を原動力に、雄大な自然と歴史、産業が織り成す延岡らしい景観を“守り”“育み”“づくり”ながら、延岡市民の心が通った景観づくりを推進していきます。

そのため、市民一人一人が心から本市の景観づくりに取り組み、延岡の魅力と固有の景観づくりを次世代に引き継ぎ、住む人にとっても、訪れる人にとっても、心地よいまちとしていくために、以下を景観づくりのキャッチフレーズとして定めます。

キャッチフレーズ

どら、やっちみろかい！
“住んでよし、訪れてよし” の延岡景観づくり

第2節 景観形成の基本方針

次世代へ継承すべき延岡の景観を「守り」「育み」「づくり」つつ、目標とする延岡の景観を実現していくために、本市の景観を構成している4つの特性ごとに、景観づくりの基本方針を以下のように定めます。



まちなみ

【基本方針】多様な資源が織り成す延岡固有のまちなみを、住む人にとっても訪れる人にとっても心地よく感じられるよう、更なる魅力向上に努めます！

市街地を複数の河川が流れ、その中に住宅街や商業地、工場地が形づくられており、本市固有のまちなみが形成されています。延岡固有の景観資源を生かしながら、市民や来訪者にとって快適で集いたくなるようなにぎわいのあるまちなみ景観づくりを進めます。



歴史・文化

【基本方針】時代を超えて守るべき景観の保全・育成に努め、地域の生活文化や歴史的な景観を育んでいきます！

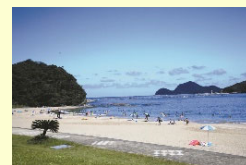
城山周辺の旧城下町のまちなみや岩熊井堰、畳堤などの市内随所に点在する歴史的景観、及び鮎やなや棚田など、自然との関わりや生活の中で育まれてきた景観資源があります。これらの延岡らしさを醸し出している歴史・文化を守りつつ、これらを核に延岡らしい景観を育んでいきます。



自然

【基本方針】延岡の風土を育む海山川の織り成す景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承します！

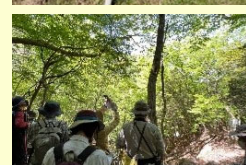
本市には日豊海岸国定公園をはじめとする海岸・海浜、祖母傾国定公園をはじめとする山地、五ヶ瀬川、大瀬川、祝子川、北川等の市域を流れる河川と沿線に広がる田園など美しく変化に富んだ自然景観があります。これらの海・山・川が織り成す良好な景観を保全し、後世に豊かな自然景観を継承していきます。



協働

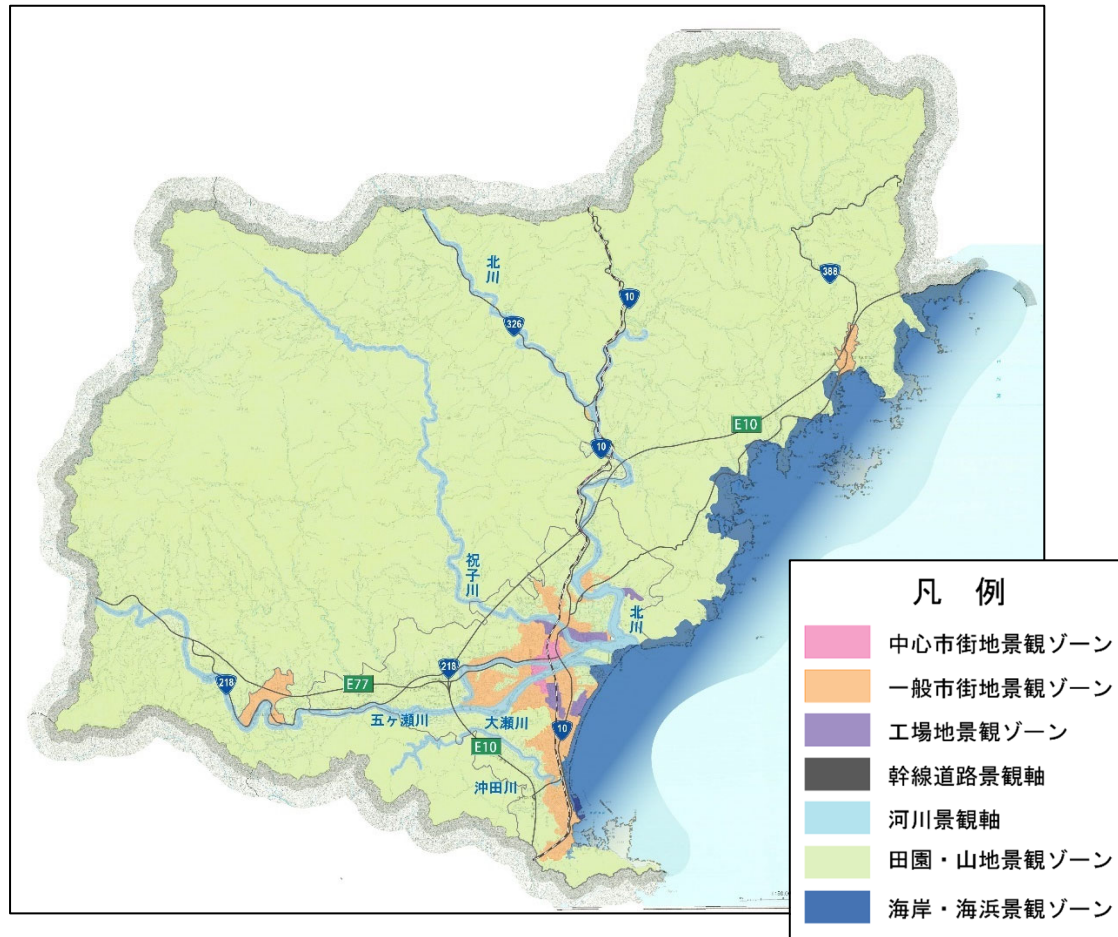
【基本方針】延岡の景観における特徴や魅力を学び、守り、つくり、伝え、郷土への愛着心と誇りを育みながら協働で景観づくりを推進していきます！

良好な景観は市民一人一人の日ごろの働きかけの積み重ねで形成されるものです。そのため、計画の実現に向けて、市民一人一人の景観づくりへの関心や意欲を醸成するとともに、景観づくりに寄与する活動への支援等により、行政・市民・事業者が協働で取り組む景観づくりを推進します。



第3節 景観構造別景観形成方針

景観形成の基本方針を踏まえて、本市の主な景観構造毎に、景観形成方針を以下のように定めます。



【主な景観構造】		【景観形成方針】
市街地景観エリア	中心市街地景観ゾーン	魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり
	一般市街地景観ゾーン	潤いのある緑豊かな市街地景観づくり
	工場地景観ゾーン	延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり
	幹線道路景観軸	まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり
	河川景観軸	“水郷のべおか” にふさわしい河川景観づくり
自然地景観エリア	田園景観ゾーン	周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり
	山地景観ゾーン	山地・渓谷など多彩な表情を見せる雄大な山地景観の保全、及び自然とのふれあいの場となる景観づくり
	海岸・海浜景観ゾーン	変化に富んだリアスの美しい海岸・海浜景観の保全、及び交流の場となる景観づくり

1. 中心市街地景観ゾーン

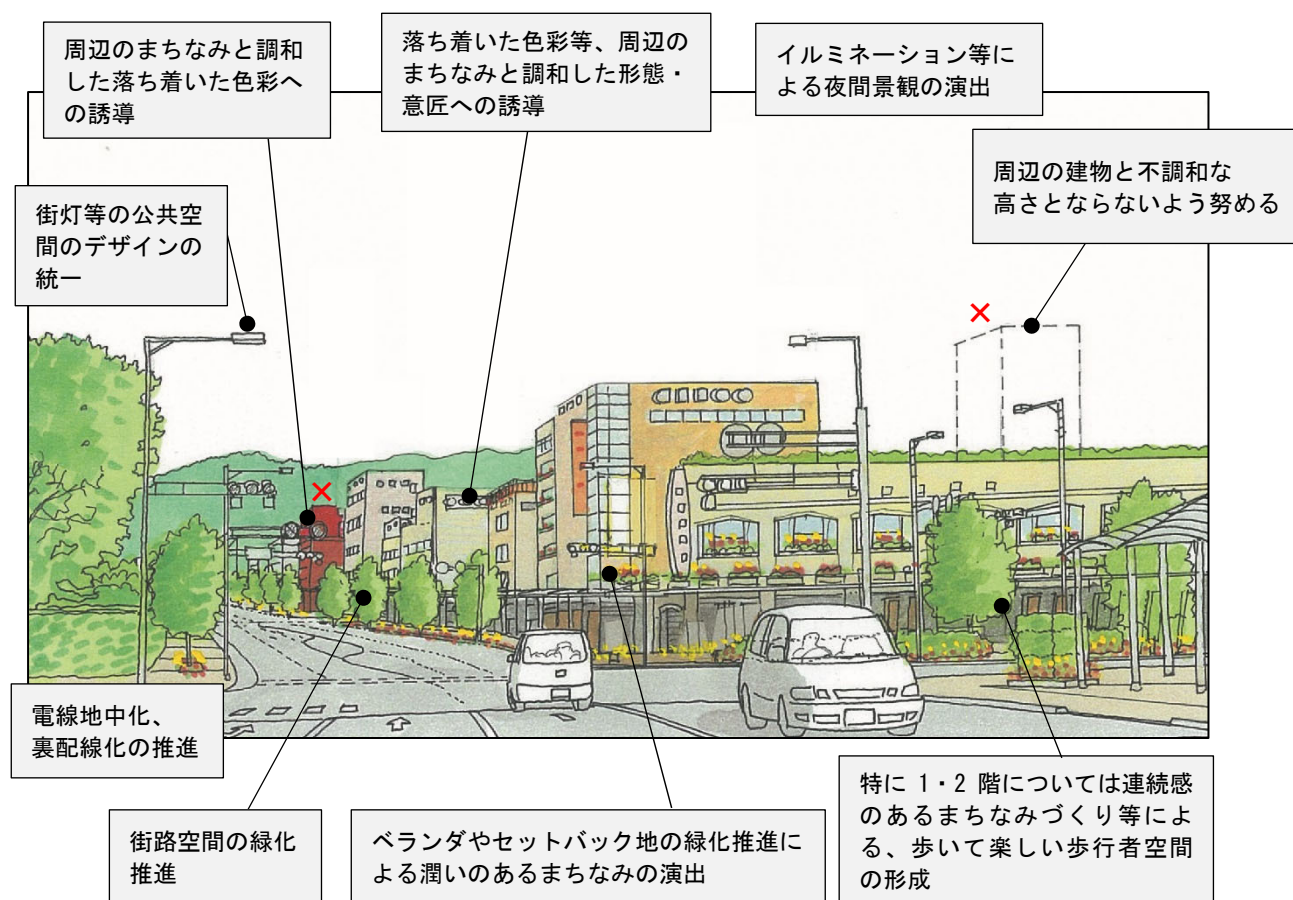
(1) ゾーン概況

JRなどの交通機関や商業・業務施設が集積し、中心市街地を形成しています。また、五ヶ瀬川や大瀬川、隣接して城山・今山などの景観資源があり、通りや河川沿いには大規模な建築物が立地しています。

(2) 景観形成方針

魅力的でにぎわいのあるまちなみ景観づくり

- ・店舗デザインや夜間照明の工夫、緑化の推進による潤いとしにぎわいの演出、歩いて楽しい歩行者空間の形成
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した形態・意匠への建築物等の誘導



イメージ図

2. 一般市街地景観ゾーン

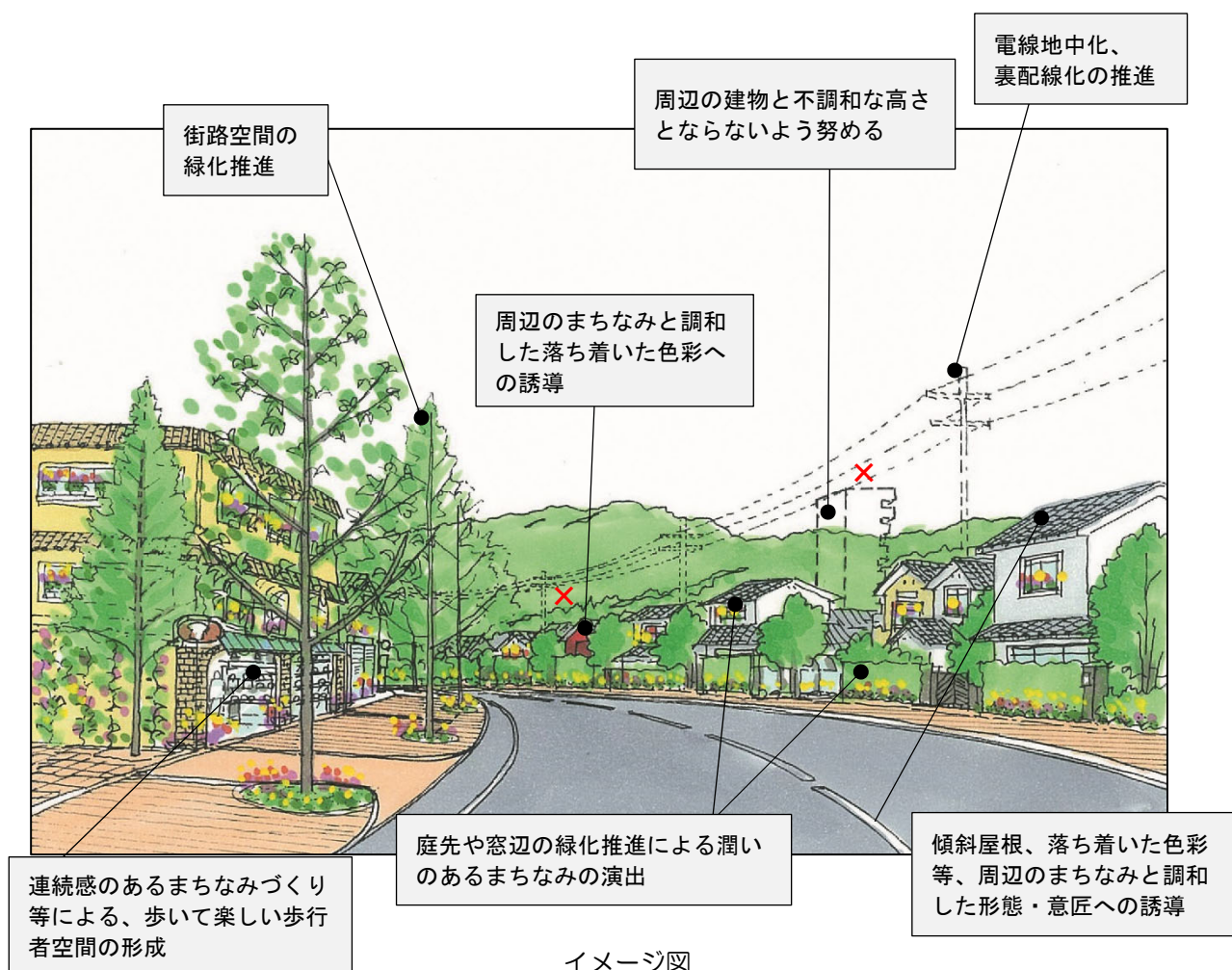
(1) ゾーン概況

土地区画整理事業等において整備されたまちなみや、田園などの自然地と調和した住宅地が形成されています。旧3町の中心部においては、周辺の田園等と調和のとれた住宅地が形成されています。

(2) 景観形成方針

潤いのある緑豊かな市街地景観づくり

- ・緑化の推進による潤いのあるまちなみの創出
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した形態・意匠への建築物等の誘導
- ・地区内に残る歴史的景観資源の保全
- ・草花による庭先の緑化推進



イメージ図

3. 工場地景観ゾーン

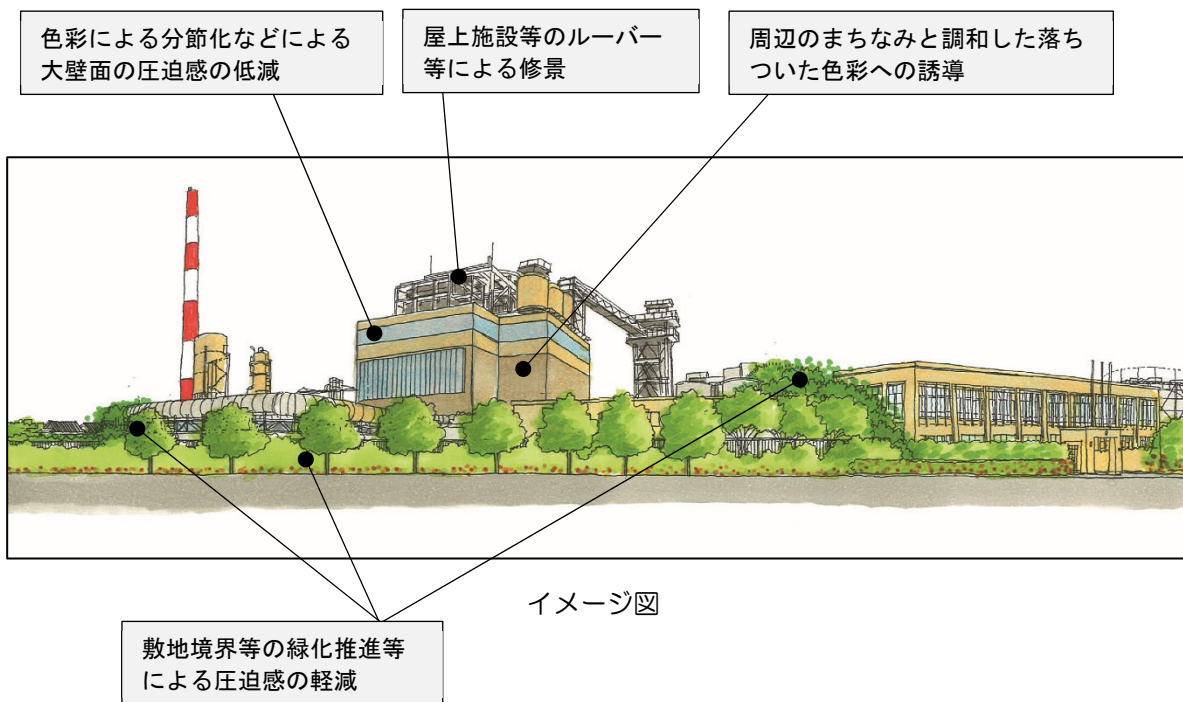
(1) ゾーン概況

工業専用地域として、工業都市延岡を象徴する大規模工場が立地しています。これらの工場地では、外周部の緑化等によって圧迫感を軽減する工夫がされています。遠景としては、工場地内の煙突は、市内随所から見る事が出来るランドマークとして、親しみを持たれています。また、工場の夜間照明が、延岡の夜間景観の特色となっており、市民にとって延岡らしさを感じる景観の一つとなっています。

(2) 景観形成方針

延岡固有の工場景観を活かした魅力的なテクノスケープづくり

- ・敷地境界の緑化の推進等による、周辺と調和した潤いのある工場地景観の創出
- ・大壁面の分節化などによる圧迫感の軽減



4. 幹線道路景観軸

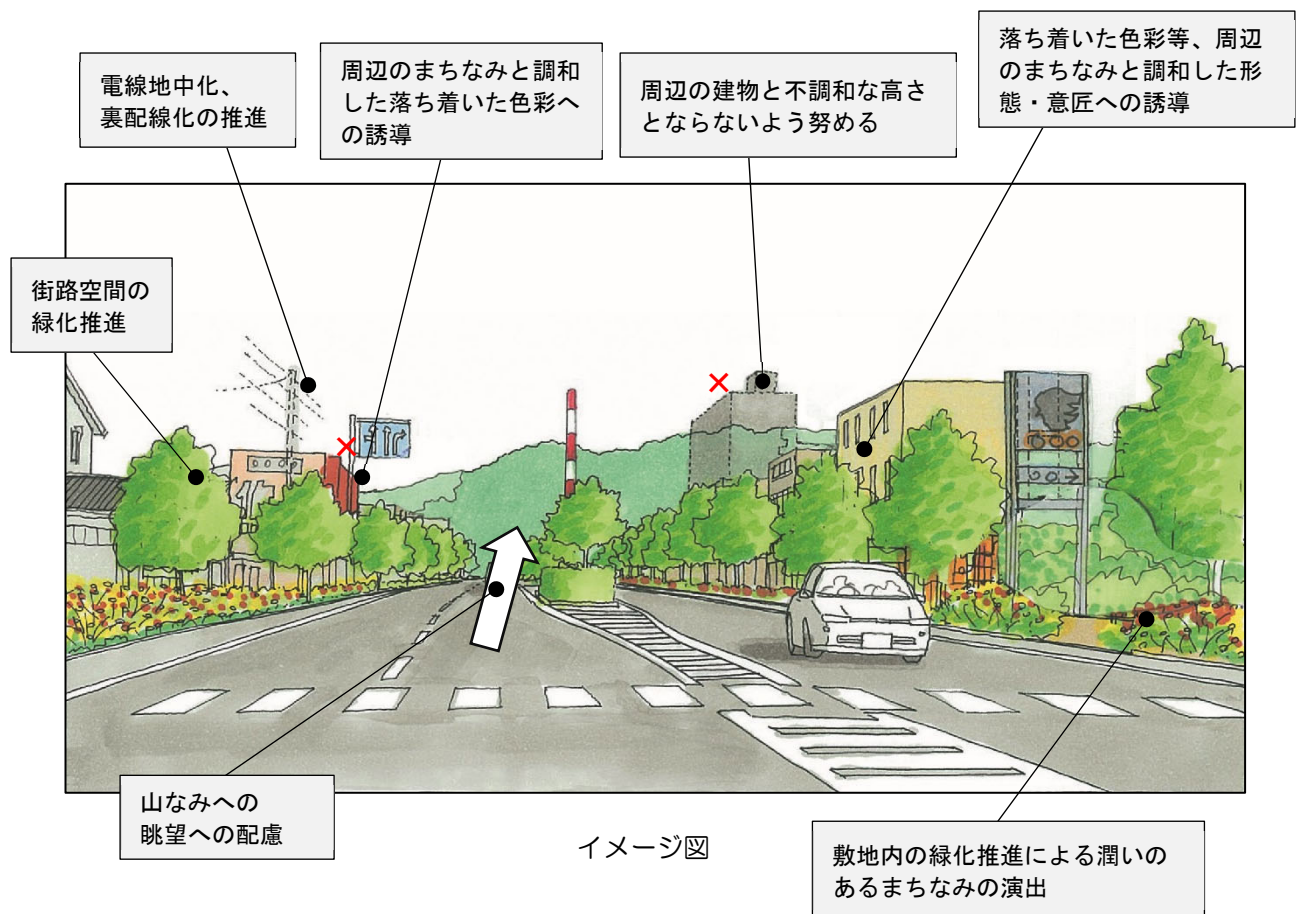
(1) ゾーン概況

南北の軸となる国道 10 号沿いでは、河川や市街地の景観が車窓から楽しみ、国道 388 号沿いでは、リアス海岸の美しい海岸・海浜景観が楽しめます。また、東西の軸となる国道 218 号沿いでは河川沿いに田園が広がり、農地と背後の山林が広がる牧歌的な田園景観が形成されています。しかし、市街地を通る幹線道路沿いでは店舗等の立地により、訪れる人をもてなすこれらの自然豊かな沿道景観が阻害されている箇所があります。

(2) 景観形成方針

まちなみ、山なみと調和した沿道景観づくり

- ・市の玄関口、骨格軸にふさわしい車窓景観づくり
- ・落ち着いた色彩等、周辺のまちなみと調和した形態・意匠への建築物等の誘導
- ・電線地中化等による公共空間の高質化



5. 河川景観軸

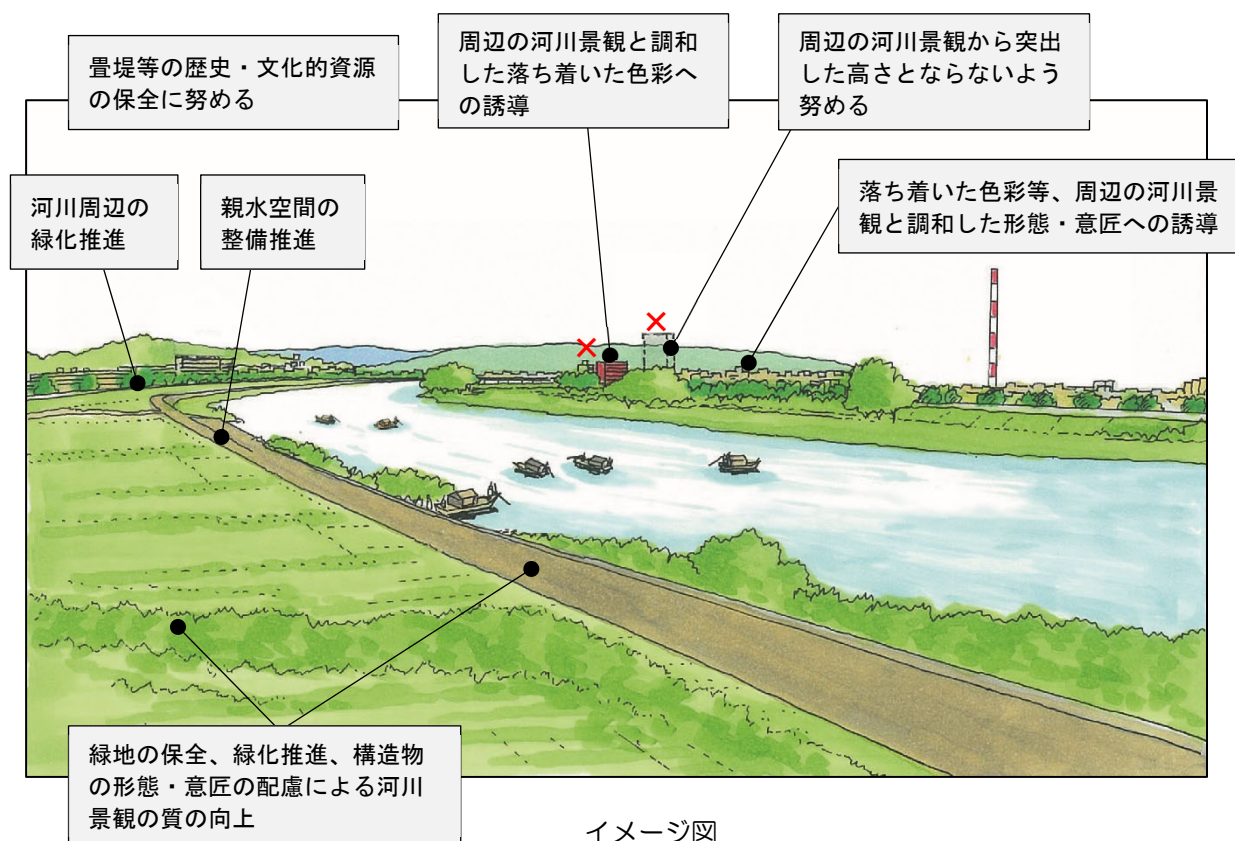
(1) ゾーン概況

本市には、豊かな水量と清流をたたえる北川、祝子川、五ヶ瀬川、大瀬川等、複数の河川が流れています。これらの河川は、水の郷延岡として延岡を特徴づける景観基盤となり、岩熊井堰や畳堤など生活文化によって育まれた歴史・文化的景観、山間部の荒々しい自然をむき出しにした溪谷など、多彩な景観を沿線に展開しています。

(2) 景観形成方針

“水郷のべおか” にふさわしい河川景観づくり

- ・美しい河川景観の保全
- ・落ち着いた色彩等、周辺の河川景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導
- ・河川景観と調和した構造物の形成



イメージ図

6. 田園景観ゾーン

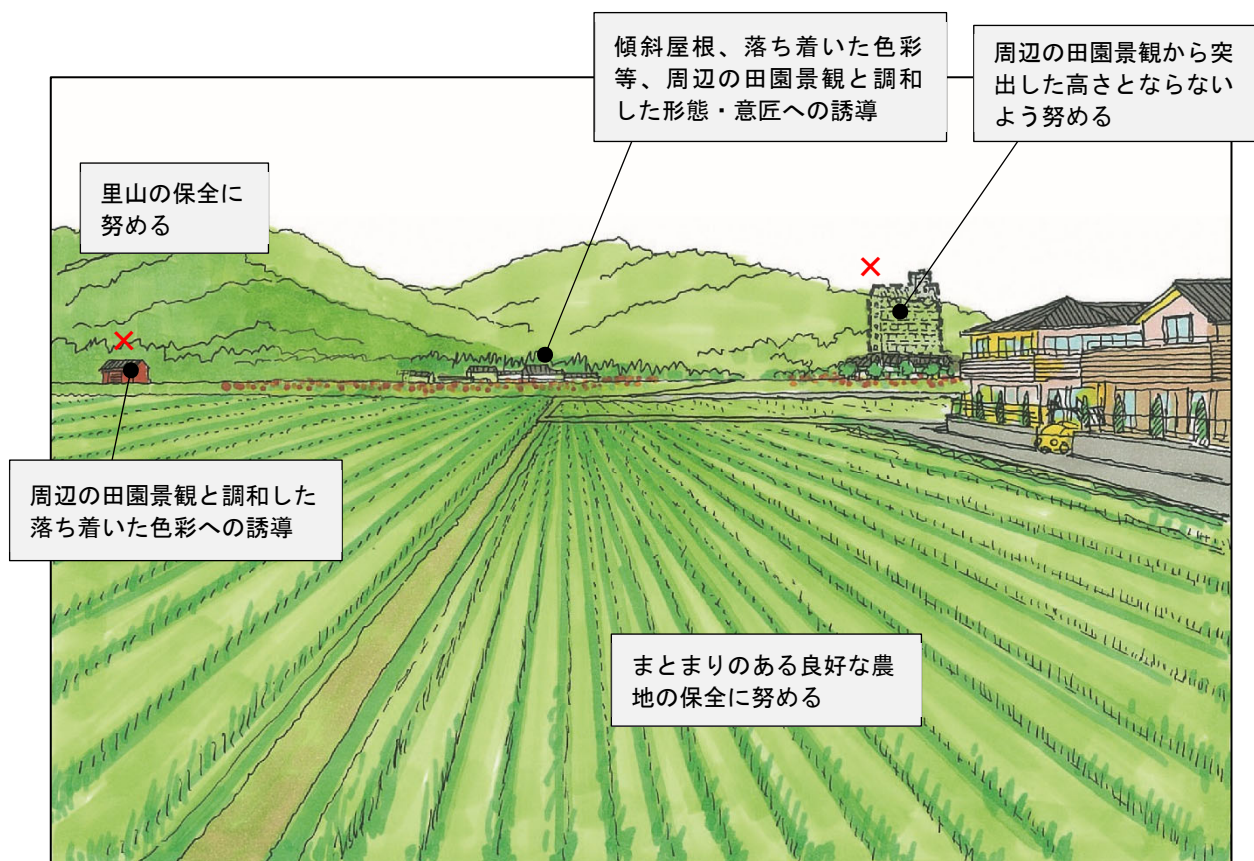
(1) ゾーン概況

市街地の周辺や河川沿いに田園がひろがり、背後の山林や河川と相まって良好な田園景観を形成しています。しかし、一部の地域では住宅地の開発等によって、良好な田園景観が損なわれている箇所もあります。

(2) 景観形成方針

周辺の山なみや河川景観と調和する美しい田園景観づくり

- ・まとまりのある良好な農地や里山の保全
- ・落ち着いた色彩等、周辺の田園景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導



イメージ図

7. 山地景観ゾーン

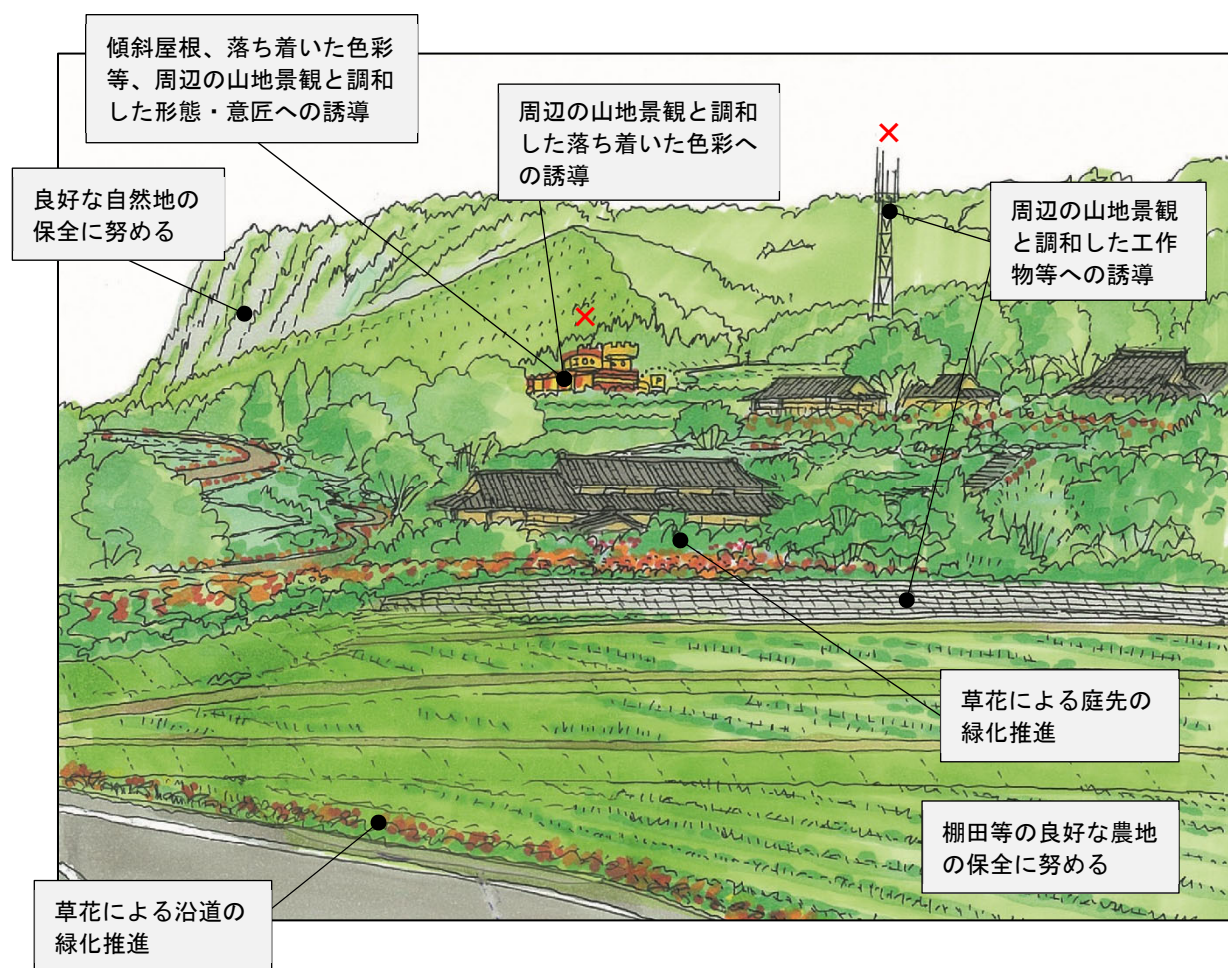
(1) ゾーン概況

市域の大部分を占める、市街地を囲むように連なる山々は、市内随所からその雄大な山なみが眺められます。祖母傾国定公園に属する大崩山や比叡山、行藤山等の山々は原生林がひろがり、岩がそそり立つ景勝地として、市民にひろく親しまれています。

(2) 景観形成方針

山地・溪谷など多彩な表情を見せる雄大な山地景観の保全、
及び自然とのふれあいの場となる景観づくり

- ・ 良好な自然地や棚田などの良好な山地の保全
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺の山地景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導
- ・ 草花による庭先、沿道の緑化の推進



イメージ図

8. 海岸・海浜景観ゾーン

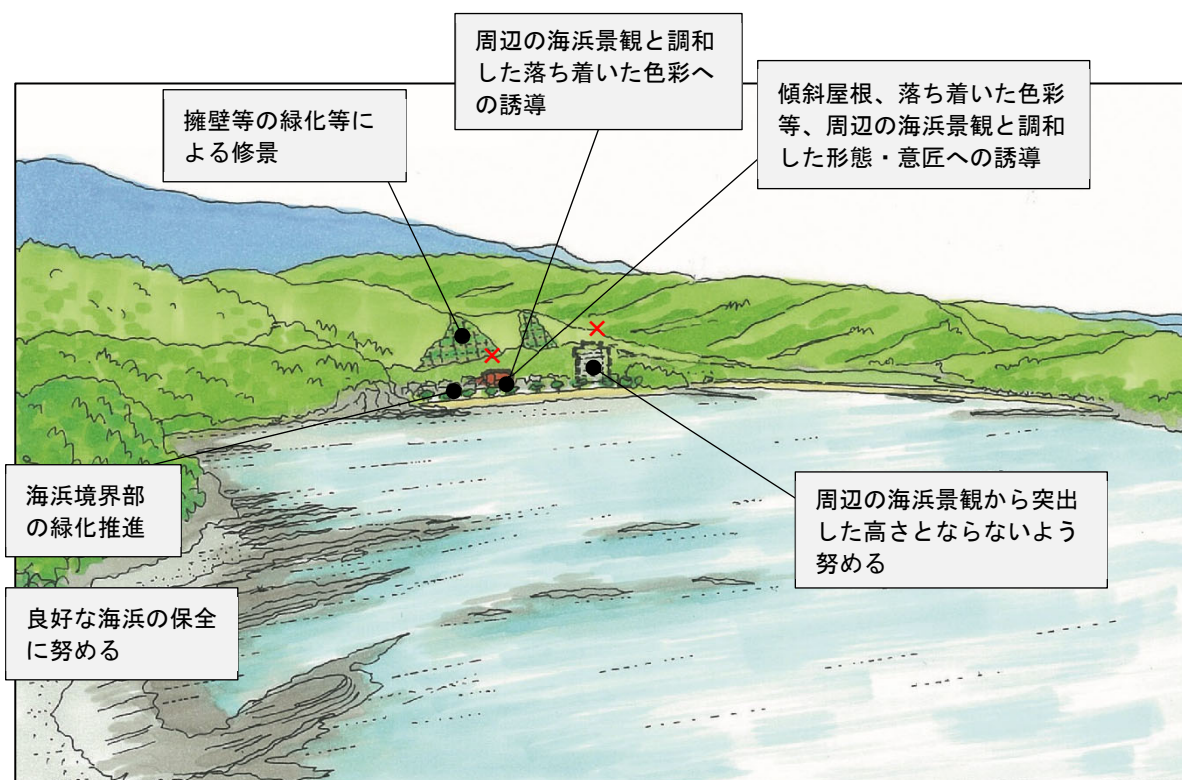
(1) ゾーン概況

市街地に近接して白砂の長浜海浜がひろがるとともに、日豊海岸国定公園には特徴的なリアス海岸が続き、風光明媚な海岸・海浜景観を形成しています。また、この中に点在する自然海浜やキャンプ場は海浜レクリエーションの拠点として、市民にひろく親しまれています。

(2) 景観形成方針

変化に富んだリアスの美しい海岸・海浜景観の保全、
及び交流の場となる景観づくり

- ・ 良好な海浜の保全
- ・ 落ち着いた色彩等、周辺の海浜景観と調和した形態・意匠への建築物等の誘導
- ・ 擁壁や海浜境界部等の緑化による修景



イメージ図

第4節 景観形成重点地区の景観形成方針

1. 景観形成重点地区の区域

景観計画区域のうち、景観形成上特に重要な地区については、「景観形成重点地区」に定め、地区ごとの方針や基準などに基づき、重点的・先導的に景観形成を推進します。景観形成重点地区として、現在も届出制度による景観形成の誘導を図っている「城山周辺地区」および「シンボルロード周辺地区」を指定します。

また、景観形成重点地区に位置づけられていない地域であっても、良好な景観資源を有し、これを核に景観形成を進めるとして合意が図られた場合は、景観形成重点地区に指定し景観形成方針・基準等を検討していきます。



2. 景観形成方針

景観形成の基本方針に沿って、地区別の景観形成方針を定めます。

【地区】	【景観形成方針】
城山周辺地区	城山の歴史や自然と調和した、落ち着きと風格のある城下町景観づくり
シンボルロード周辺地区	背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり

(1) 城山周辺地区

①地区概況

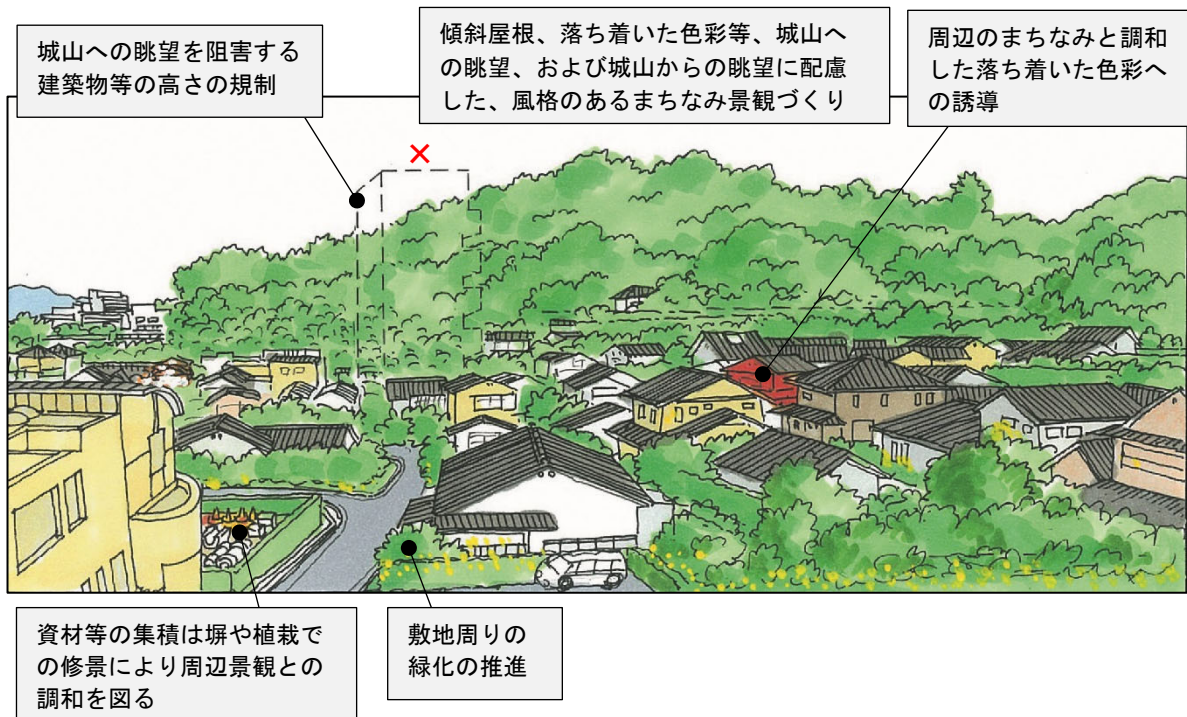
本地区は五ヶ瀬川と大瀬川に挟まれており、1603年にその両河川の流れを巧みに利用した延岡城が初代藩主高橋元種氏によって築城されたことにより、延岡市の都市形成の源となった地区です。城山等の丘陵と広大な河川空間が一体となって四季折々の景観を醸し出しています。また、延岡城・内藤記念博物館や図書館等の文化施設が集積するとともに、近世の地割りや生垣など、城下町延岡の歴史と文化を今に伝える景観が地区の随所に見られます。



②景観形成方針

城山の歴史や自然と調和した、落ち着いた風格のある城下町景観づくり

- ・城下町としての歴史・文化がいきづく、自然と調和した都市景観の形成
- ・市民に親しまれ、落ち着いた風格のある都市景観の形成
- ・建物の高さ規制（標高21m）等による、城山への眺望確保



イメージ図

(2) シンボルロード周辺地区

①地区概況

川中地区の亀井通線の東側は、戦災復興によるまちづくりが行われ、現在では、本市の中心的な商業業務地区となっています。地区の中央を東西に結ぶ中町通線は、市の顔となる景観軸として、自然環境豊かな五ヶ瀬川と大瀬川をイメージさせるデザインを取り入れて整備しています。中町通りは通称「シンボルロード」と呼ばれ、夏祭りや物産展などが行われており、市民に愛され親しまれる通りとなっています。

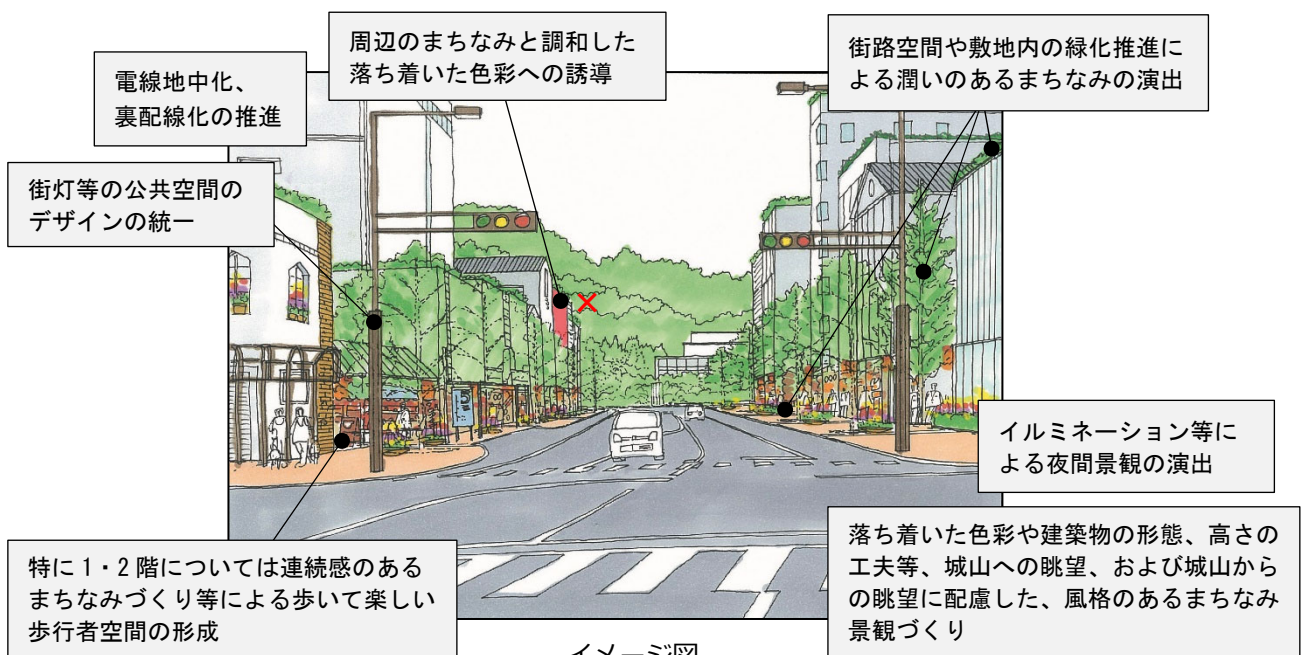
都市景観形成モデル都市の重点地区として都市景観形成事業が進められてきましたが、シンボルロードや辻広場等の完成に伴って商店街のリニューアル等も進み、潤いと賑わいのあるまちなみが形成されています。中心市街地ゾーンでは都市的な景観づくりが求められており、シンボルロード周辺地区においては、中心市街地ゾーン全体を先導するような魅力とにぎわいのある景観づくりが求められています。



②景観形成方針

背景の城山と調和した、魅力と賑わいのあるまちなか景観づくり

- ・本市を印象づける魅力あるまちなみの形成
- ・中心市街地にふさわしい賑わいのある都市的な景観の形成
- ・城山等の歴史的景観資源を背景とした風格のあるまちなみの形成



イメージ図

第3章 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

【景観法第8条第2項第2号】

「第2章 良好な景観の形成に関する方針」に基づき、建築物・工作物の建築や開発行為などについて、良好な景観形成のための制限を定めます。これにあたり、全市的には景観の底上げを目的にゆるやかな基準を、景観形成重点地区については積極的な景観誘導を目的にきめ細かな基準を設けます。

また、全市的な制限の対象としては、景観形成に大きな影響を及ぼす可能性のある大規模な建築行為等とします。これらについて、景観に配慮した行為となっているか判断するために、届出を義務付けます。

第1節 届出対象行為

1. 届出対象建築物

全市域および、景観形成重点地区それぞれについて、以下に該当する場合は届出を行うものとします。

	届出対象行為	届出の規模
全市域	新築、増築、改築、移転のほか、 外観を変更することとなる修繕、 模様替、色彩の変更	● 高さ13m以上 または 延べ面積500㎡以上の建築物 ● 延長30m以上のアーケード
景観形成重点地区		● 全ての建築物

ただし、増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）については、下表に該当するものは届出の対象外とします。

行 為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの（建築基準法第2条第14号、15号に該当しないもの）
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※）または屋根面の水平投影面積（※）の5分の1以下となるもの ※広告を含む面積 $\frac{\text{行為面積（壁面広告の面積は除く）}}{\text{壁面等の面積（壁面広告の面積を含む）}} \leq 20\%$

2. 届出対象工作物

全市域及び、景観形成重点地区について、以下に示す工作物のうち、高さが13m以上を対象に、その新設、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとします。

【工作物の種類】

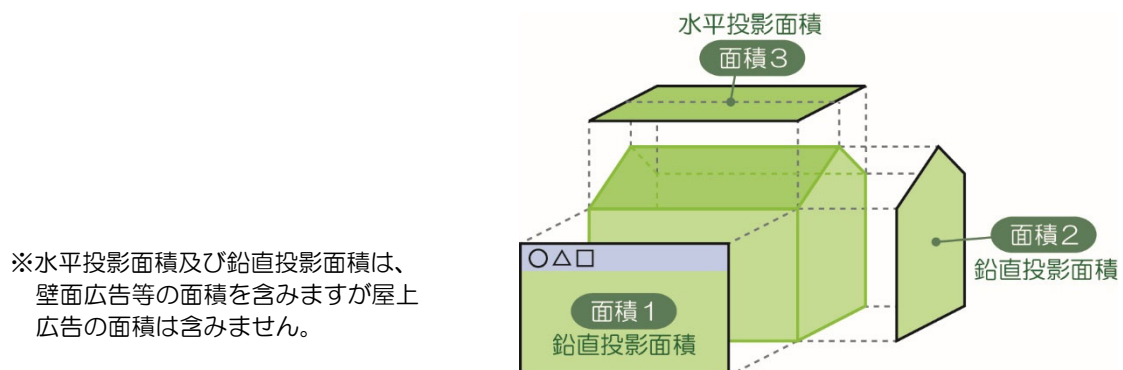
- ①煙突
- ②電波塔、鉄塔その他これらに類するもの
- ③広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- ④高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの
- ⑤乗用エレベーター又はエスカレーターで観光のためのもの
- ⑥ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設
- ⑦メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの
- ⑧鉱物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉碎の用途に供する工作物で原動機を使用するもの
- ⑨アスファルト、石油、ガス等を原料とする製品の製造を行う施設
- ⑩自動車車庫の用途に供する工作物
- ⑪飼料、肥料、セメントその他これらに類するものを貯蔵する工作物
- ⑫汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設

ただし、増築、改築、外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）については、下表に該当するものは届出の対象外とします。

行為	届出の対象外となる規模
増築、改築	その部分の水平投影面積の合計が10㎡以下となるもの
修繕、模様替	過半に満たないもの
色彩の変更	各壁面の鉛直投影面積（※）または屋根面の水平投影面積（※）の5分の1以下となるもの ※広告を含む面積

【各壁面の鉛直投影面積・屋根面の水平投影面積】

- ・各壁面の鉛直投影面積とは、下図の面積1や面積2のこと。
 - ・屋根面の水平投影面積とは、下図の面積3のこと。
- （ただし、見えない壁面についても同様に考えるものとします。）

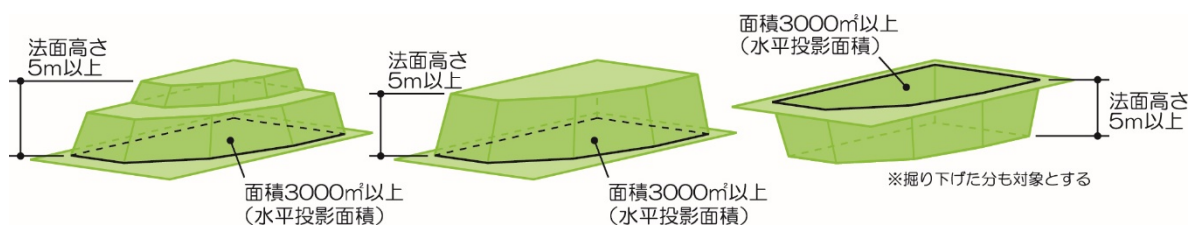


3. その他の届出対象行為

景観形成重点地区においては、以下の行為も届出対象とします。

(1) 土地の形質の変更

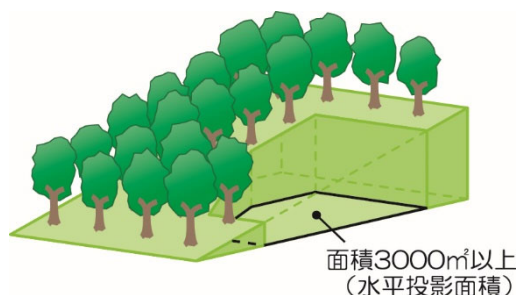
区域面積 3000 m²以上、または、法面高 5m 以上



(2) 木竹の伐採または移植

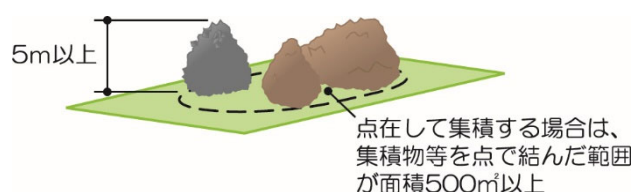
区域面積 3000 m²以上

ただし、維持管理のための伐採または移植については届出の対象外とする。



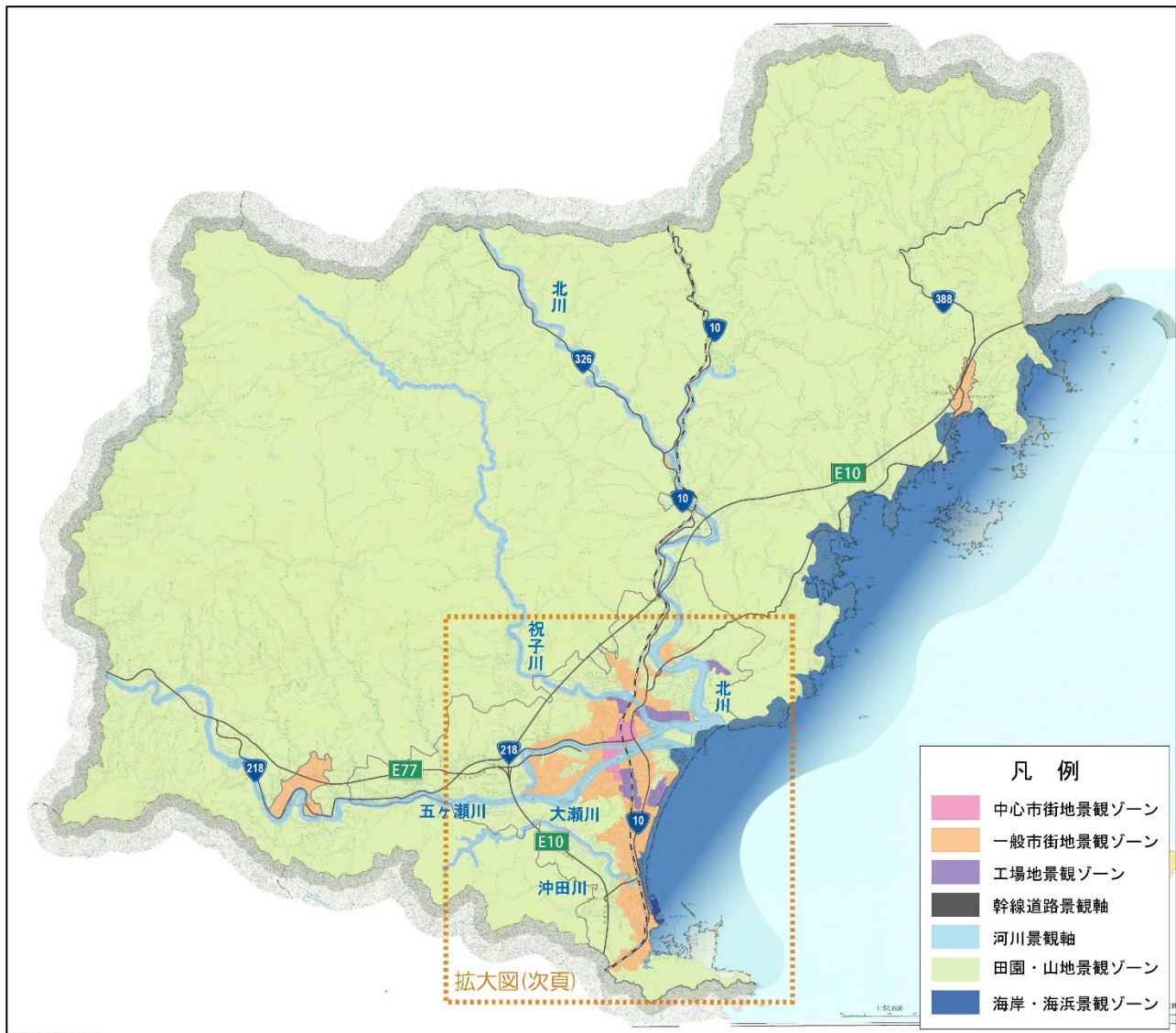
(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源等の集積または貯蔵

集積等の期間が6ヶ月を超えるもので、500 m²以上または高さ 5m 以上

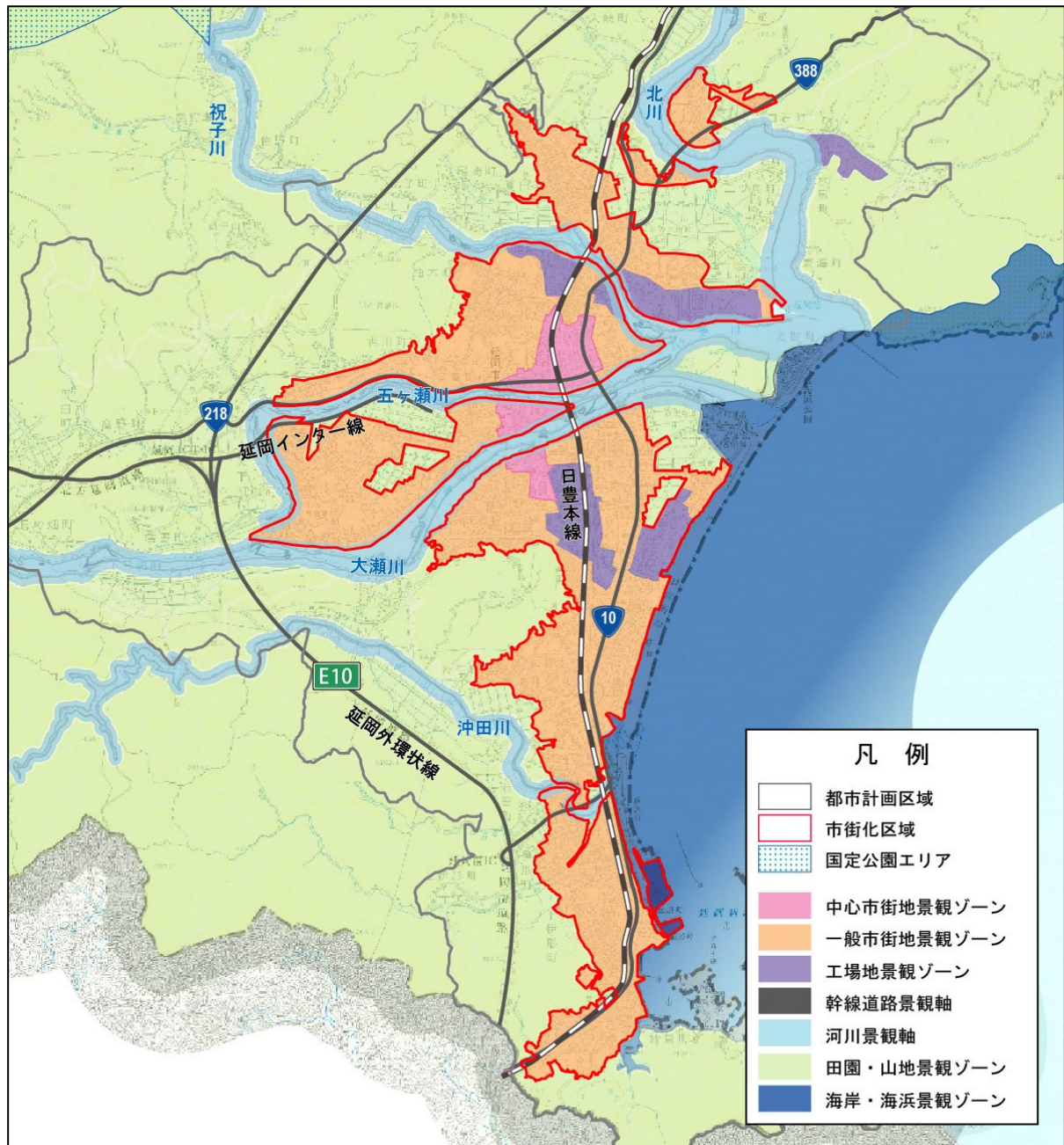


第2節 届出対象行為に係る景観形成基準

配置、高さ、形態・意匠、色彩・素材、屋外設備類、外構、緑化、照明といった景観項目について、景観構造別に基準を設けます。景観形成重点地区についてもそれぞれの基準を設けます。



景観構造詳細区分図



景観構造詳細区分図（市街地拡大）

1. 全市域の景観形成基準

(建築物・工作物)

	中心市街地景観ゾーン	一般市街地景観ゾーン	工場地景観ゾーン
(1) 配置	●道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。 ●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。		
(2) 高さ	●周辺のまちなみから突出した、まちなみ景観と不調和な高さとならないように配慮する。		
(3) 形態・意匠	●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。 ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 ●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように配慮する。		
	●建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。 ●特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化等により、にぎわいと統一感の演出に努める。 ●道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。	●商業施設において、建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。	
(4) 色彩・素材	●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とする。 ●特に色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。 ※本計画の色彩基準は、日本工業規格(JIS)のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法(マンセル表色系)を採用する。 ●屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※ただし、上記3項目について次に該当するものは、この限りではない。 1) アクセント色として着色される部分(各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで) 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの *質の高いデザイン(色彩を含む)でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの *植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど ●延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 ●過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 ●愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。		
(5) 屋外設備類	●屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。 ●日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。	●商業施設において、日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。	
(6) 外構	●道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 ●ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 ●駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材(板塀、竹垣、石積み等)による修景に努める。 ●大規模な敷地については、敷地内に歩行者のための通路を設けるなど、魅力のある商業空間の形成に努める。		
(7) 緑化	●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●道路など公共用地から見える場所については、できる限り緑化に努める。 ●特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。		
	●庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。	●庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。	●道路境界と建築物等との間に適切に高木を配置するなど、緑に包まれたうらおいと落ち着きのある工場地景観の形成に努める。
(8) 照明	●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。 ●デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。		
		●商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。	
(9) その他	●市街地のアーケードについては、光を通す透明または半透明の材質の屋根とする。デザインについては、道路や歩道の動線を配慮し、近隣のアーケードや街並みと調和のとれたものとする。		
			●施設の外壁や屋根などについて定期的なメンテナンスを行うことにより、美観の維持に努める。

	幹線道路景観軸	河川景観軸	田園景観ゾーン	山地景観ゾーン	海岸・海浜景観ゾーン
(1) 配置	●道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースの確保に努めることにより、公共空間と一体となったゆとりある配置となるように配慮する。				
	●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。	●既にまちなみが形成されている地域では、周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。 ●山なみの稜線などへの良好な眺望に配慮した配置となるように努める。			
(2) 高さ	●周辺のまちなみから突出した、まちなみ景観と不調和な高さとならないように配慮する。	●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない高さとなるように努める。 ●橋梁などの主要な視点場から見て、河川景観と調和した高さになるように配慮する。	●周辺の自然景観や田園景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。	●周辺の自然景観と調和した、まとまりのある高さとなるように配慮する。	●周辺の海浜景観から突出した高さとならないように配慮する。
	●周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮した、まとまりと落ち着きのある形態・意匠とする。 ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 ●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように配慮する。				
(3) 形態・意匠		●橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。			
(4) 色彩・素材	●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着きのある色彩・素材とする。 ●特に色彩については、マンセル値により R、YR、Y は彩度 6 以下、その他の色相は彩度 4 以下とする。 ※本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）の Z8721 に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。 ●屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※ただし、上記 3 項目について次に該当するものは、この限りではない。 1) アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の 5 分の 1 まで） 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの ＊質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの ＊植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど ●延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 ●過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。				
	●愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。				
(5) 屋外設備類	●屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により、周辺景観との調和に配慮する。				
	●商業施設において、日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。				
(6) 外構	●道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 ●ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 ●駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、石積み等）による修景に努める。				
(7) 緑化	●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●道路など公共用地から見える場所については、できる限り緑化に努める。				
	●特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。				
(8) 照明	●庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい沿道景観の形成に努める。	●庭先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。			
	●周辺の生活環境、自然環境への影響に配慮した照明とする。 ●回転灯やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。				
(9) 照明	●商業施設において、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。	●市街地においては橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮し、デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。			

2. 景観形成重点地区の景観形成基準

(建築物・工作物)

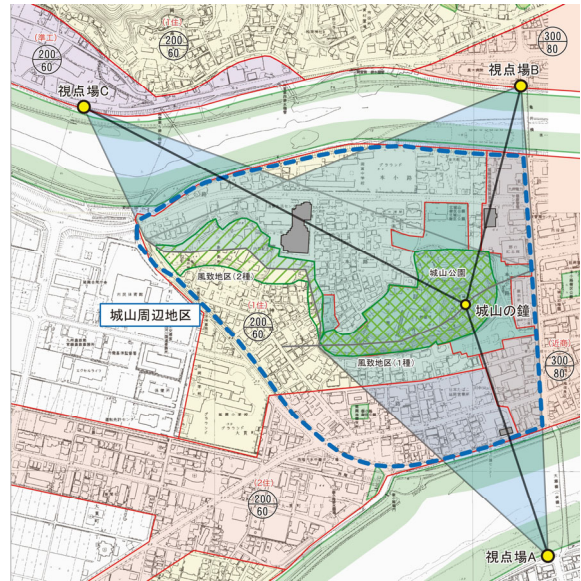
	城山周辺地区	シンボルロード周辺地区
(1) 配置	●道路等の公共用地に面する建築物等の壁面は、境界線からできる限り離れた位置に配置し、オープンスペースを確保することにより、ゆとりのある空間の創出に努める。 ●周辺のまちなみとの調和や連続性に配慮した配置とする。	
(2) 高さ	●城山への良好な眺望を確保するために、建築物等の高さ※は、標高21m以下とする。既に21mを超える建築物等については、建て替えの際に21mを超えないようにする。ただし、市長が景観審議会または景観アドバイザーの意見を聞き、眺望を阻害しないと認めるときはこの限りではない。 ※高架水槽・看板等の建築物に付帯する施設を含めた高さとする。 ●既存の建築物などと調和したスカイラインを形成するように努める。	●建築物等の高さは、周囲の建築物等と調和したスカイラインを形成するよう努める。
(3) 形態・意匠	●外観は、周辺景観からの突出感や違和感がなく周辺のまちなみや自然景観との調和に配慮し、落ち着いたある形態・意匠とする。 ●大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地・色彩による分節化等により、圧迫感を感じさせないように配慮する。 ●山なみの稜線などへの良好な眺望を阻害しない形態となるように努める。 ●橋梁などの主要な視点場からの見え方に配慮する。 ●連続性のあるまちなみ景観の形成に努めるとともに、歴史的雰囲気と調和した風格のある景観を形成するような形態・意匠とする。	●建築物の形態やファサードデザインの統一などにより、連続性のあるまちなみ景観の形成に努める。 ●特に、まちなみ低層部の連続性の確保、デザインの高質化により、にぎわいと統一感の演出に努める。 ●道路に面する建築物等の1階部分については、中心市街地にふさわしい外観とし、シャッターは夜の景観に配慮した意匠とする。 ●城山や愛宕山、今山などからの眺めを妨げないような形態となるように努める。
(4) 色彩・素材	●周辺のまちなみや自然景観と調和した落ち着いたある色彩・素材とする。 ●特に色彩については、マンセル値によりR、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下とする。 ※本計画の色彩基準は、日本工業規格（JIS）のZ8721に定める色相、明度、彩度の三属性による色彩の表示方法（マンセル表色系）を採用する。 ●屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。 ※ただし、上記3項目について次に該当するものは、この限りではない。 1) アクセント色として着色される部分（各壁面の鉛直投影面積又は屋根面の水平投影面積の5分の1まで） 2) 表面に着色していない自然石、木材、土壁及びガラス等の素材本来が持つ色彩 3) 航空法その他の法令に基づき設置するもの 4) 市長が景観審議会、または景観アドバイザーの意見を聞き、次に該当すると認めるもの ＊質の高いデザイン（色彩を含む）でランドマークとなる役割があり、良好な景観を形成するもの ＊植栽等で遮へいされており、景観を阻害しないものなど ●延岡らしさを感じさせる地場産の素材を積極的に取り入れるように努める。 ●過度に光沢、反射する素材の使用を避け、耐久性・耐候性に優れた素材を積極的に取り入れるように努める。 ●愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える屋根又は屋上部分については、良好な眺望を阻害しないように配慮する。 ●木材や石材等の自然素材色と類似した色調を基調とするなど、四季の移り変わりとの調和も考慮した色彩とする。	
(5) 屋外設備類	●屋外階段、および配管・ダクト、室外機や高架水槽等の建築設備は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。 - やむを得ず見える位置に配置する場合は、覆いを設けたり色彩の工夫により周辺景観との調和に配慮する。 ●日よけ TENT を設置する場合は、色彩やデザインの工夫により、建築物本体との調和に配慮する。 ●道路など公共用地に接する場所にベランダ、バルコニー類を設ける場合は、周囲の景観と調和するように構造及び意匠を配慮する。 ●ベランダ、バルコニー類の生活用品は外部から見えにくいような工夫をし、緑化等によって潤いのある表情を作るように努める。	
(6) 外構	●道路など公共用地に接する場所に塀や柵等を設ける場合は、閉鎖的な塀・擁壁を避け、植栽、見通しのきくフェンス、自然素材のもの等を用いることにより周辺景観との調和に配慮する。 ●ごみ集積所、および付属施設等は、公共の場からできる限り見えないように設置する。やむを得ず設置する場合は、母屋と同様の形態・意匠、素材による遮へいや周囲の緑化等により周辺景観との調和に配慮する。 ●駐車場、駐輪場は周囲をできる限り植栽で囲み、生垣植栽又は自然素材（板塀、竹垣、石積み等）による修景に努める。	
(7) 緑化	●既存の樹木の保全や風土に合った樹種の採用により、地域固有の景観の保全・育成に努める。 ●特に、愛宕山、城山、今山などの主な視点場から見える場所については、できる限り屋上緑化や敷地内緑化に努める。 ●道路など公共用地から見える場所については、周辺に調和した植栽、花壇等により、四季の移り変わりを積極的に演出するよう努める。 ●敷地内部は少ないスペースでもできる限り緑化に努める。 ●庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい景観の形成に努める。	●庭先・店先に植栽スペースを確保したり、庭先・店先や窓辺を草花で彩るなどにより、美しい市街地景観の形成に努める。
(8) 照明	●周辺の生活環境、自然環境や景観を乱さないように配慮する。 ●回転等やサーチライト等の光の量が多く、動きのあるものはできる限り使用しない。 ●デザイン性の高いライトアップにより夜間景観のにぎわいの演出に努める。	

(その他の届出対象行為)

行為	城山周辺地区、シンボルロード周辺地区
木竹の伐採または移植	伐採・移植する範囲は必要最小限とし、周辺景観を著しく損ねることのないよう努める。樹林地の一部を保全または可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮した伐採・移植とする。
屋外における土石、廃棄物、再生资源等の物件の集積または貯蔵	土石等の集積または貯蔵を行う場合は、できる限り道路など公共の場から見えない位置に配置する。やむを得ず見える位置に配置する場合は、敷地境界線からできる限り後退した位置への配置、植栽や塀による遮へい、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、周辺景観との調和に配慮する。

【建築物等の高さ制限について】

主な視点場から城山への良好な現状の眺望景観を保全するために、現況の建築物等の最高高さや、法定容積率・建ぺい率との整合性を検討したうえで、建築物等の高さの制限を標高21m以下と決めました。



各視点場と用途地域

【参考】各視点場からの城山への眺望

- ① 視点場 A (大瀬橋) から城山方面への眺望



- ② 視点場 B (亀井橋) から城山方面への眺望

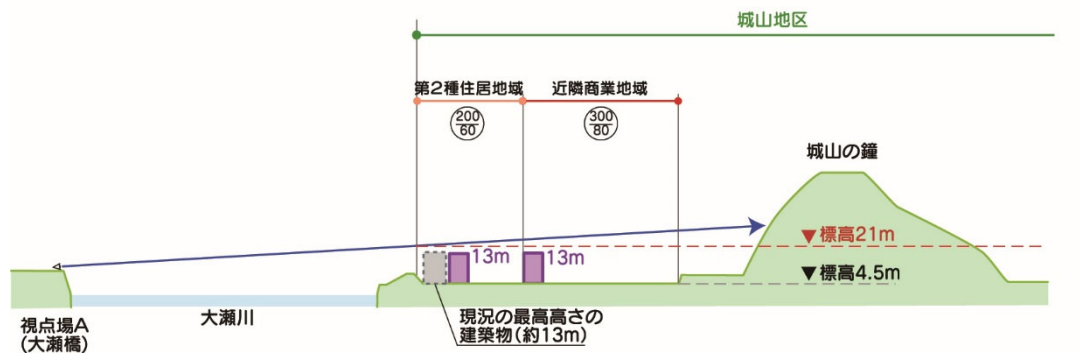


③視点場 C（五ヶ瀬大橋）から城山方面への眺望

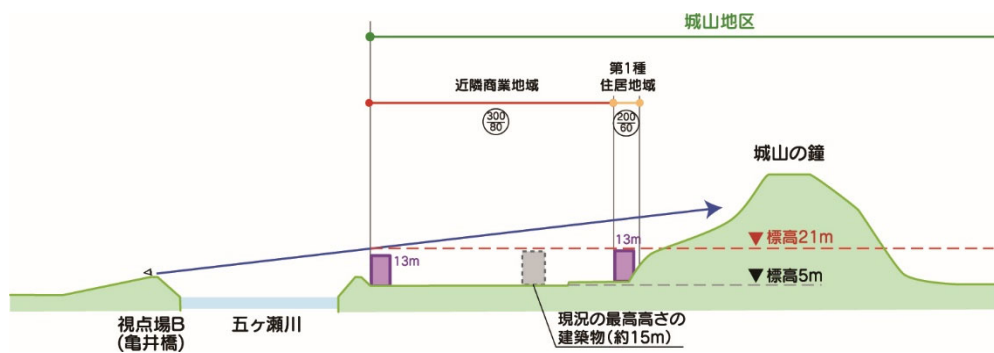


■各視点場からの高さ検討シミュレーション図

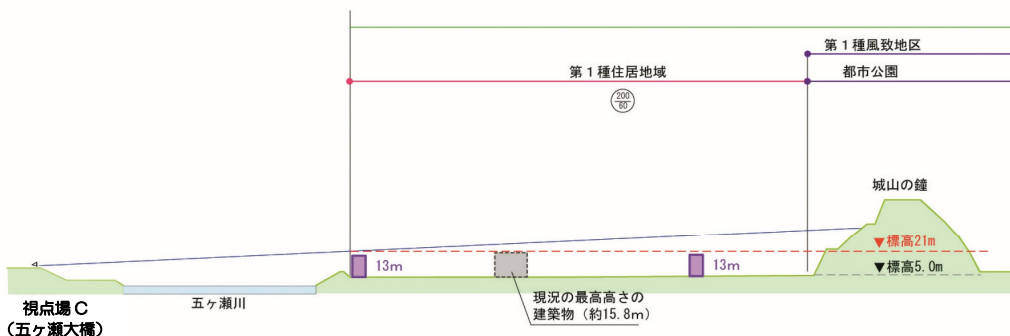
① 視点場 A（大瀬橋）の断面図



② 視点場 B（亀井橋）の断面図



③ 視点場 C（五ヶ瀬大橋）の断面図



第4章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の方針

【景観法第8条第2項第3号】

地域に点在する景観資源は、良好な景観を形成する上で重要な要素です。その中でも、産業遺産や長い年月をかけて育まれてきた樹木などの本市の歴史を物語る景観資源、地域のシンボルとして親しまれている景観資源は、延岡らしい個性的で魅力的な景観づくりの核として重要な役割を果たすものです。

これらの建造物や樹木のうち特に重要なものについて、景観重要建造物、または景観重要樹木に指定し、積極的に保全・活用を図っていきます。

これらの指定された建造物、樹木については、現伏変更に関して許可が必要になります。

第1節 景観重要建造物の指定の方針

市民に親しまれている建築物や産業遺産など、本市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等からみて一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる建造物について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要建造物に指定します。

ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録有形文化財等となっている建造物や、県及び市条例の規定により指定有形文化財等となっている建造物については、原則、対象外とします。

【景観重要建造物の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる建造物で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 建築物等として美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与していること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていききたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること
- ⑤ 老朽化、改造が著しくなく、原形をよく留めていること、または、修復が可能なこと

第2節 景観重要樹木の指定の方針

市民に親しまれている大樹、社寺境内の鎮守の森など、本市の歴史や景観形成上重要であり、地域の自然、歴史、文化等から見て一定の価値を有するもののうち、道路その他の公共の場所から誰もが容易に眺めることができる樹木について、その実態を把握し、所有者の意見を聴いたうえで、次に示す指定基準に基づき景観重要樹木に指定します。

ただし、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により登録記念物等となっている樹木や、県及び市条例の規定により指定天然記念物等となっている樹木については、原則、対象外とします。

【景観重要樹木の指定基準】

道路その他の公共の場所から誰もが容易に見ることができる樹木で、下記のいずれかに該当すると認められるもの

- ① 樹形や樹高など美観が優れていること
- ② 地域の象徴的な存在であるなど、地域の景観を特徴づけ、良好な景観形成に寄与していること
- ③ 歴史的、または文化的に価値が高いと認められること
- ④ 地域に広く親しまれており、地域の財産として守っていきたいという意思のもとに、住民等による維持・管理が積極的かつ継続的に行われていること

【景観重要樹木の指定状況】

樹木の概要：景観重要樹木 指定 第1号

樹種 センダン（樹齢：112年、幹周：5.7m、樹高：23.0m）

指定年月日：平成26年12月4日 延岡市

所在地：延岡市北方町板下戊465 延岡市三椏小学校跡地



第5章 景観重要公共施設の整備に関する事項

【景観法第8条第2項第4号ロ】

第1節 基本的な考え方

多くの市民から親しまれる主要な道路、河川、公園や景観形成重点地区内にある公共施設（景観法第8条第2項第4号ロに規定する特定公共施設）などは、景観の骨格をなし、地域のシンボルとなるものであるため、その整備に当たっては良好な景観形成の先導的な役割を果たす必要があります。

そのため、地域の良好な景観形成において、特にランドマークとなるような公共施設、及び将来そのように整備する公共施設については、管理者との協議の上、景観形成の方針に沿った整備や利用が図れるように景観重要公共施設として位置づけ、積極的に景観に配慮した整備を推進していきます。

また、国や他の地方公共団体に対しても、良好な景観形成を効果的に進めるために必要がある場合には協力を求めるものとします。

第2節 景観重要公共施設の指定の方針

次に示す指定基準に基づき、公共施設管理者との協議の上、景観重要公共施設を指定します。

【指定基準】

- ① 市の景観の骨格をなしている。
- ② 市民にとって景観形成上重要と考えられている。
- ③ 景観形成重点地区等において、地域の景観の核として親しまれている。若しくは親しまれることが十分予想される。

第3節 景観重要公共施設の指定

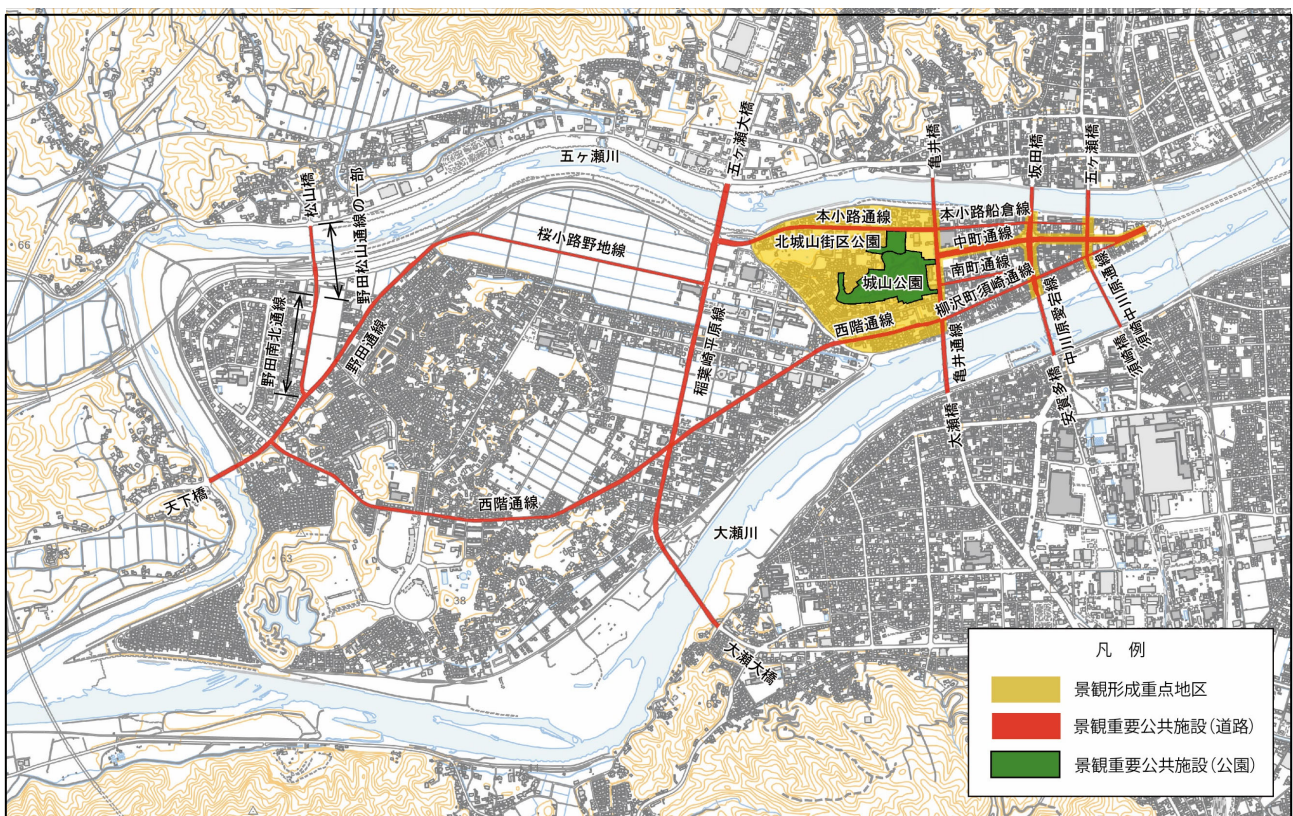
公共施設の維持・継承を基本としつつ、同じデザインとして維持することが困難な事項や、中長期的に見て改善が望まれる事項についても検討し、全体として現在の良好な景観の維持及びその向上を図っていくことを指定の目的とします。

以下を景観重要公共施設に指定します。

・川中地区における主要な公共施設

中町通線、本小路船倉線、南町通線、柳沢町須崎通線、亀井通線の一部（大瀬橋から亀井橋まで）、中川原愛宕線の一部（安賀多橋から板田橋まで）、須崎中川原通線の一部（須崎橋から五ヶ瀬橋まで）、本小路通線、稲葉崎平原線の一部（大瀬大橋から五ヶ瀬大橋まで）、西階通線、桜小路野地線、野田通線、野田松山通線の一部、野田南北通線、城山公園、北城山街区公園

川中地区は、自然環境豊かな五ヶ瀬川と大瀬川に挟まれており、1603年に延岡城が築城されたことにより、延岡市の都市形成の源となった地区です。現在も、市の中心市街地として位置づけられており、その歴史、文化、自然資源を活かしたまちの整備保全を行っています。特に、市の景観形成上重要な地区である「シンボルロード周辺地区」と「城山周辺地区」は、景観形成重点地区に指定されており、建築物の建築等の届出制度を実施し、市の顔にふさわしい良好なまちなみ形成を一体となって行なっています。景観形成重点地区及びその周辺の主要な公共施設を景観重要公共施設に指定し、魅力ある公共空間の創出を図るものとします。



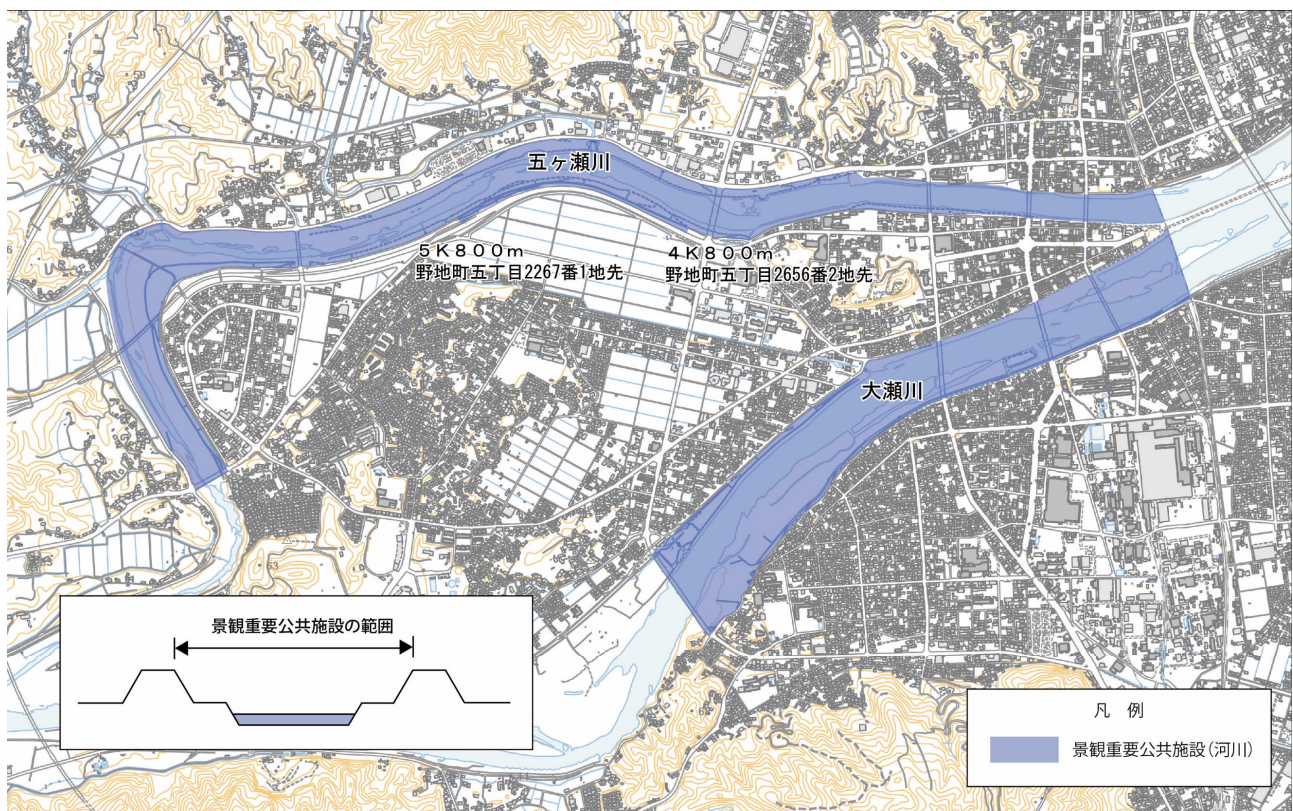
景観重要公共施設（道路、公園等）概要図

・まちなかを流れる河川

五ヶ瀬川水系五ヶ瀬川（ＪＲの橋梁から天下橋）、五ヶ瀬川水系大瀬川（ＪＲの橋梁から大瀬大橋）の河川区域のうち、川表・法肩の範囲とする。ただし、五ヶ瀬川右岸（野地町五丁目２６５６番２地先から野地町五丁目２２６７番１地先の区間）については、河川区域とする。

本市には、悠久の昔から五ヶ瀬川をはじめ、大瀬川、祝子川、北川等の清らかで豊富な水量を持つ複数の河川が流れています。これらの河川は、今日までの都市の形成や市民生活、産業の発展に大きな影響を与えてきました。平成２０年度に実施した景観に関するアンケートやワークショップにおいて、「延岡らしさを醸し出す重要な場所」として「まちなかを多くの河川が流れる景観」が選ばれていることから分かるように、河川の景観は、延岡のシンボルとして長年市民に親しまれています。河川敷では、スポーツやジョギング、ウォーキングを楽しむ姿が見受けられ、水辺においては、カヌーや川下りといった各種イベントが開催されています。また、ジョギングロードの一部において河津桜や菜の花が植樹され、河川の景観と調和した景観づくりが成されていたり、定期的な清掃活動などが行われており、河川は市民の自主的な景観づくりの活動の舞台ともなっています。

まちなかの河川景観を景観重要公共施設に指定し、今後人も人々が訪れ、様々な活動を展開できる市民の共有財産として次世代に受け継いでいくために、魅力ある河川空間の創出、維持管理を図るものとしします。



景観重要公共施設（河川）概要図

第4節 整備に関する事項

1. 道路

【基本方針】

道路として求められる機能の本質を認識し、地域の特性や周辺の景観との調和に努めるとともに、適正な維持管理を行なう。

○緑化

- ・良好な景観を形成している既存樹木については、可能な限り、保存、移植等による活用に努める。植栽については、自然の植生、周辺の街路樹との調和に配慮し、延岡の風土に合う樹種の選定を心がけ、延岡らしい景観の創出に努める。
- ・必要に応じ、緑化等により、潤いの場の創出に努める。

○歩道

- ・沿道の景観と植栽や歩行者の姿が映える色調のものとし控え目な意匠となるよう配慮する。
- ・歩道の舗装の色彩等、意匠については、周辺の建物や照明施設等との調和を図ること。

○道路付属物

- ・標識類、防護柵、照明施設、ベンチ、花壇等の形態、意匠、素材については、周辺の景観との調和、地域の特性又は統一性に配慮する。
- ・照明等のポール類は、通りの景観と調和し、経年変化に配慮した色彩とする。（表面に着色されていない自然石、木材等素材本来が持つ色彩はこの限りではない。）
- ・道路付属物の設置については、必要最小限に抑え、現在の道路デザインと調和のとれたものとし、配置は主要な視点場からの眺望や景観の連続性等に配慮する。

○維持管理

- ・維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。
- ・周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

2. 橋梁

【基本方針】

背景となる自然やまちなみとの関係に十分な配慮を行い、空間として一体的な美しさを演出する。

○橋梁本体

- ・ 橋梁本体の高欄、親柱、橋面の舗装等と一体的な景観の形成に努める。
- ・ 橋梁の構造、形態、意匠、素材については、周辺の景観との調和や地域の特性に配慮する。
- ・ 主要な視点場からの見え方に注意して、造形的な美しさを演出するよう努める。

○高欄及び照明施設

- ・ 形態、意匠、素材については、橋梁本体との調和に配慮するとともに、快適性を高める配置などの工夫に努める。

○維持管理

- ・ 維持管理については、整備時の方針が継承されるように努める。
- ・ 周辺の景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持するよう、適正な管理、修繕及び補修に努める。

3. 都市公園

【基本方針】

地域の自然、歴史、文化等の特性を活かすとともに地域の快適な環境づくりに努める。

○公園施設

- ・公園全体や周辺との調和がとれた景観を形成するため、公園施設は景観に配慮した意匠とすること。
- ・園路、広場、休憩所、遊具等の素材は、安全面を考慮した上で、できる限り地場産の自然素材等の利用促進に努める。
- ・安心・快適が感じられる景観を形成するため、ユニバーサルデザインに配慮した園路、休憩施設などの整備を推進すること。
- ・公園等の植栽は、在来樹木など地域に適した樹木を選定するとともに、既存植生の保存・活用等に努めること。
- ・公園と地区とのつながりが感じられるよう、公園の外周部の植栽や施設のデザインなどに配慮すること。

4. 河川

【基本方針】

- ・市内を流れる河川は延岡らしい景観として市民に親しまれている。延岡市の魅力が凝縮された延岡の顔として、人々が集う魅力的な河川空間を創出する。
- ・河川は、地域の景観の骨格を形成し、水辺空間や豊かな自然を提供していることから、地域特性や周辺景観に配慮した整備に努める。
- ・河川としての必要な機能や安全性を確保しつつ、河川環境を保全し、市民の憩いの場となる河川空間の整備に努めるとともに、適正な維持管理を行う。

第6章 景観づくりを推進するために

第1節 景観づくりの方針

現在実施している景観形成事業や景観計画策定懇談会の中で出た意見をもとにこれからの景観づくりについての方針を以下のように定めます。

- ・規制、誘導を含めた効果的な景観行政の展開を図る
- ・延岡の景観づくりの広報活動を推進する
- ・景観への関心を高め意識の向上を図る
- ・景観形成の総合的な推進体制を構築する
- ・行政、事業者、市民との協働を推進する

市民

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・家周りや地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する住宅に配慮

など

事業者

- ・美しい景観づくりに対する理解、活動
- ・事業所や地域の清掃、花植え等による演出
- ・周辺と調和する建物に配慮

など



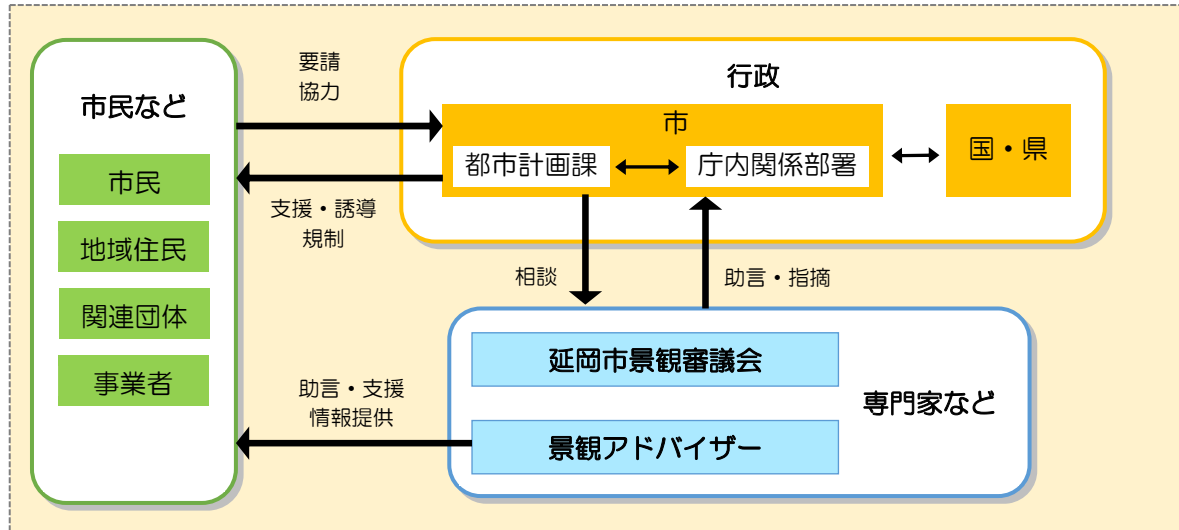
行政

- ・良好な景観づくりに対する市民への意識啓発活動
- ・各事業における景観への配慮
- ・景観に関する関係各課の連携
- ・公共事業における景観に関するチェック体制の整備
- ・道路、河川の清掃、花植え等による演出
- ・市民主導の景観づくりに対する専門家の派遣
- ・計画作成や事業実施の際の専門家の活用
- ・重要な景観資源については、“延岡景観資源”として公表

など

第2節 推進体制

市民活動組織や事業者の団体、国や県、専門家などによる相互の連携のしくみを整え、景観形成を総合的に推進します。

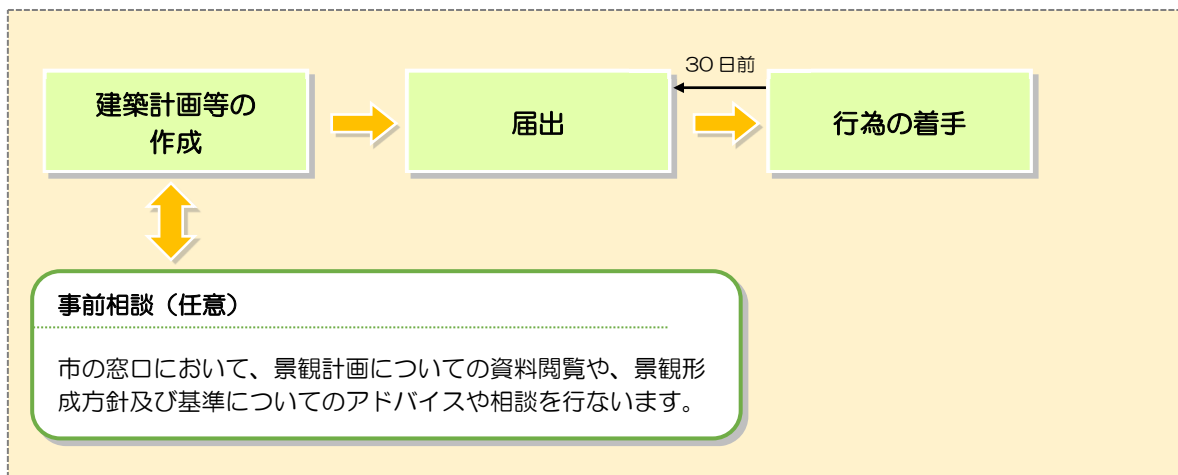


第3節 審査体制

市が窓口となり、届出を受理します。

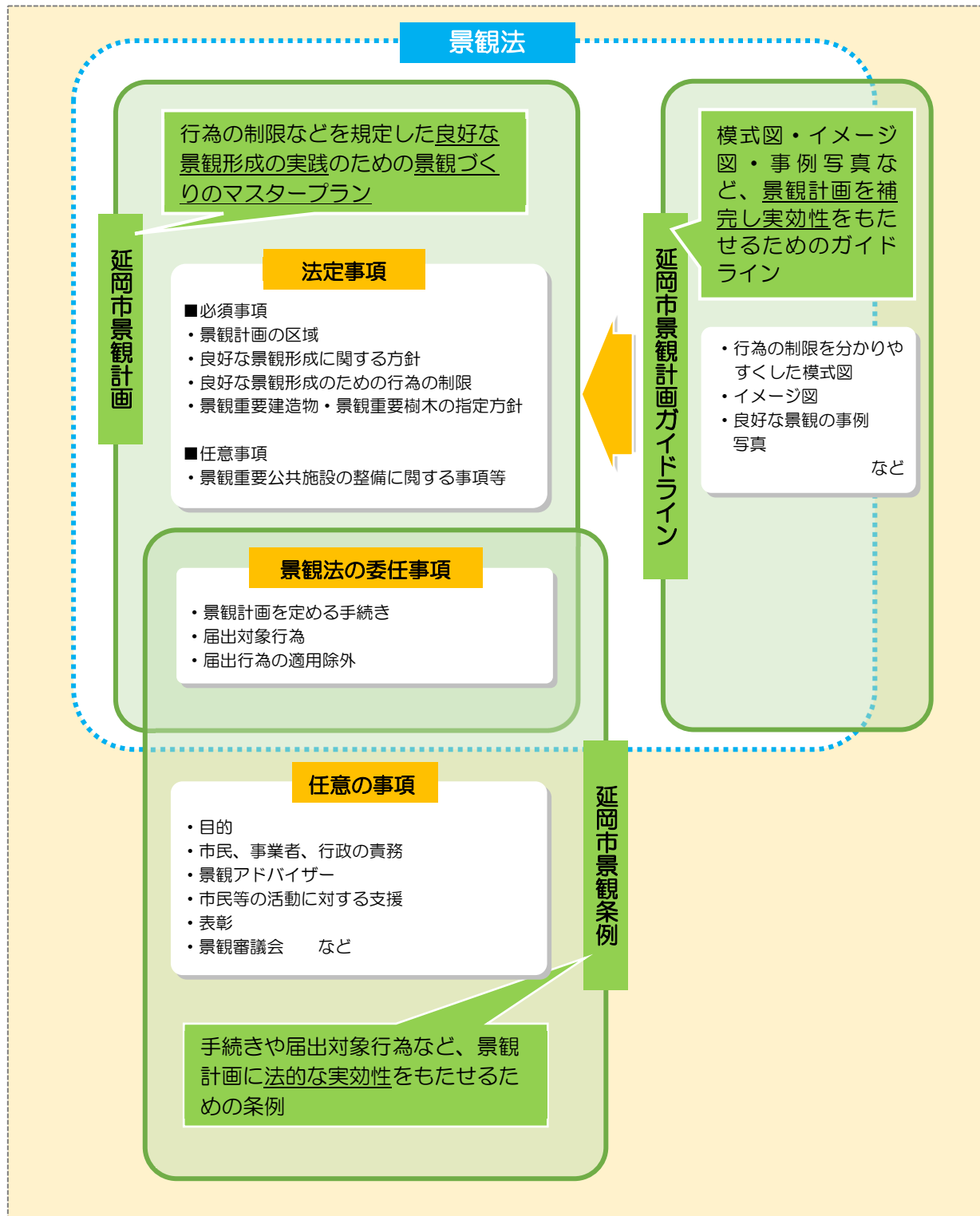
届出もれがないように、景観計画をとりまとめたガイドラインやパンフレットを作成し、周知徹底を図ります。

○手続きの流れ



第4節 景観計画の運用体制

計画の法的な実効性を担保する「延岡市景観条例」、実際の適用に当たっての詳細な手引きとしての「延岡市景観計画ガイドライン」を併せて用いることにより、実効性の高い景観計画とします。



参考資料

1. 色彩について

- ①色彩の“ものさし”について
- ②延岡市景観計画における色彩基準

2. 景観に関する市民の意識について

- ①市民アンケート結果（H20）
- ②市民アンケート結果（R5）

3. 延岡市景観計画策定までの流れ

- ①策定の体制
- ②策定までの経緯
- ③改訂の内容
- ④延岡市景観計画策定懇談会の開催

4. 用語解説

1. 色彩について

①色彩の“ものさし”について

マンセル表色系とは、日本工業規格（JIS）のZ8721に定める色の表示方法です。アメリカの画家A.H.マンセルが、1905年に考案した色の「ものさし」ともいえる尺度で、ひとつの色を「色相（いろあい）」「明度（あかるさ）」「彩度（あざやかさ）」という3つの属性の組みあわせによって表現します。これによって、赤や青、黄色などといった色名による表現よりも個人差のない正確な色を表現することができます。

【色の三属性】	色相	明度	彩度
	赤、黄、緑、青 などの色あい	色の明るさの 度合い	色のあざやかさ の度合い

■色相（Hue）

10種の基本色「赤(R)、黄赤(YR)、黄(Y)、黄緑(GY)、緑(G)、青緑(BG)、青(B)、青紫(PB)、紫(P)、赤紫(RP)」とその度合いを表す0から10までの数字を組み合わせ、10Rや5Yなどのように表記します。似た色あいを順番に環状に並べた図を色相環といいます。色味の無い無彩色はN（ニュートラル）と表記します。

■明度（Value）

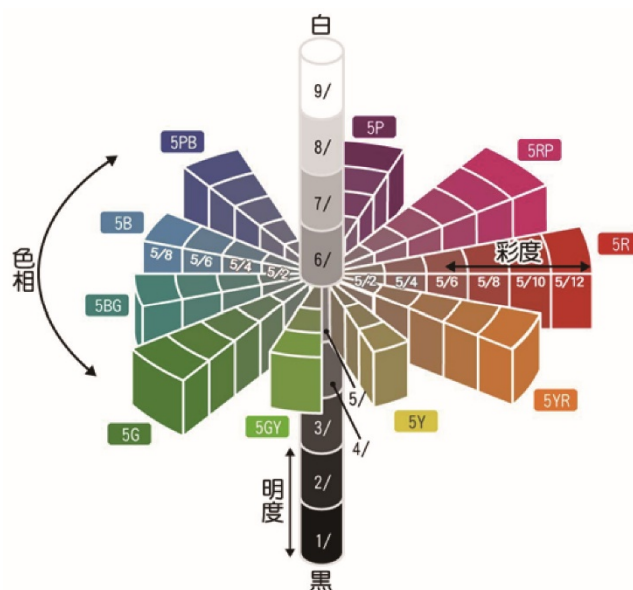
明るさの度合いを0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり10に近くなります。明るさが知覚的に等間隔になるように灰色を配置したものを明度の基準にしています。

■彩度（Chroma）

あざやかさの度合いを0から14程度までの数値で表します。穏やかな色ほど数値が小さく、白、黒、グレーといった無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。各色相の中の最もあざやかな色への白・黒・灰色の混合量で彩度に違いが生じます。

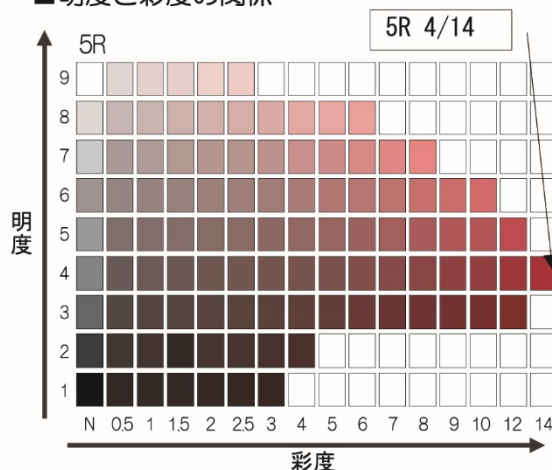
※マンセル値

色相、明度、彩度の数値を用いて表記した色の値で、例えば、右図の「5R 4/14」のように表記します。この場合「5アール、4の14」と読み、色相5R、明度4、彩度14を表します。



マンセル表色系のイメージ

■明度と彩度の関係

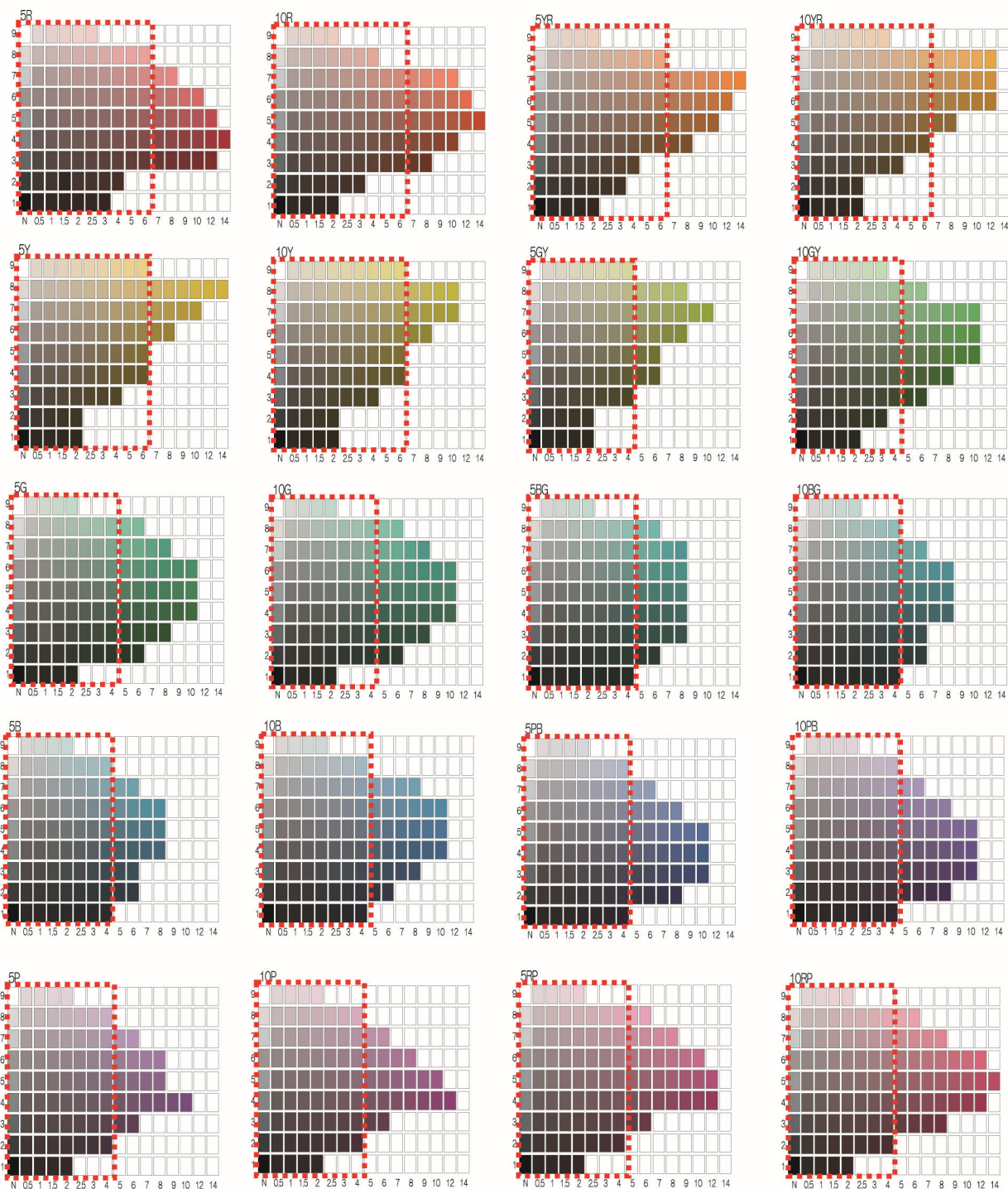


（表記）色相 明度/彩度

②延岡市景観計画における色彩基準

延岡市景観計画では、建築物、工作物の壁面、屋根、屋上に使用できる色（基調色）の基準を「マンセル値で色相R、YR、Yは彩度6以下、その他の色相は彩度4以下」としています。

下図の点線の枠内は、使用できる色を参考として示しています。なお、ここに表現されている色は印刷によるものであるため、実際の色は色票で確認してください。



2. 景観に関する市民の意識について

①市民アンケート結果（H20）

●アンケートの目的 以下の点を目的に実施しました。

- これまでの景観施策等に対する市民評価の把握、市民へのPR
- 延岡市の景観の魅力、問題点の把握
- 今後の景観施策等の方向性に対する市民意識の把握
- 協働の景観づくりに対する意識レベルの把握、意識啓発、実働のために必要な施策の把握
- 景観づくりに関する市への要望等の把握

●アンケートの方法 以下の方法に基づき、アンケートを実施しました。

- 調査対象者・・・一般市民（18歳以上80歳以下の市内居住者）
- 調査方法・・・郵送・手渡しによる配布、回収
- 実施期間・・・平成20年9月から平成20年12月にかけて実施
- 配布数及び回収数、回収率・・・右表による。

対象者	配布数	回収数	回収率
一般市民	1,800	698	38.7%
来訪者	600	67	11.1%
事業者	102	57	55.8%
学生	256	256	100%
庁内	16	16	100%

●アンケートの調査結果

○回答者の属性

a. 性別

①男性 40.3% ②女性 56.1% 無回答 3.6%

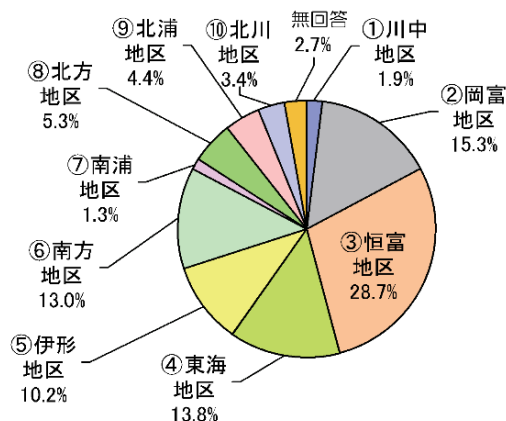
b. 年齢

①18～19歳	0.4%	⑤50～59歳	25.0%
②20～29歳	6.7%	⑥60歳以上	36.3%
③30～39歳	11.7%	⑦無回答	3.3%
④40～49歳	16.6%		

c. 職業

①会社員	24.9%	⑥主婦（夫）	21.6%
②公務員	4.4%	⑦学生	1.7%
③サービス業	6.9%	⑧無職	20.9%
④農林業	3.6%	⑨その他	11.1%
⑤製造業	1.0%	⑩無回答	3.9%

d. お住まいの地区

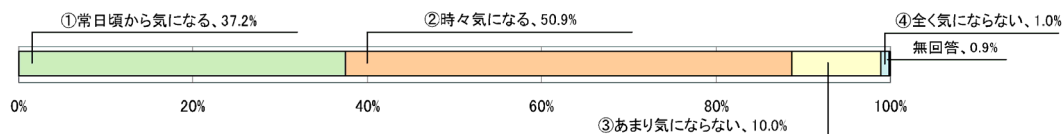


e. 居住年数

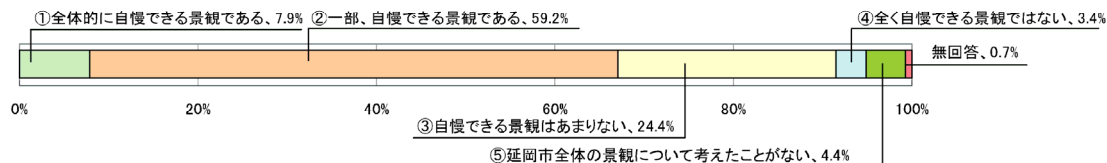
①1年未満	1.9%	④10年～20年未満	14.3%
②1年～5年未満	10.0%	⑤20年以上	60.1%
③5年～10年未満	8.5%	⑥無回答	5.2%

(1) 景観の現状について

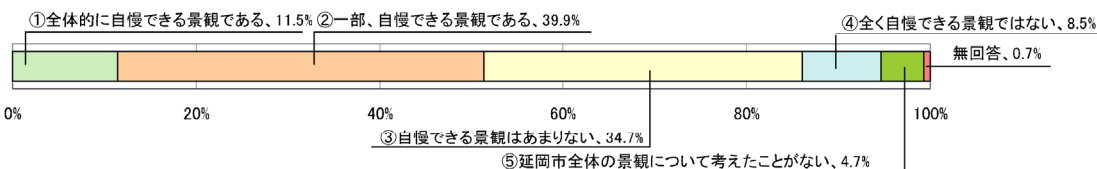
問 1. あなたは、普段、まちなみや自然の景観が気になりますか。あてはまるものを1つ選んでください。



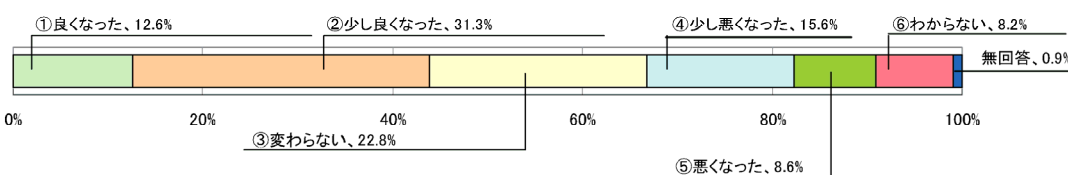
問 2. あなたは延岡市の景観について、全体的にどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。



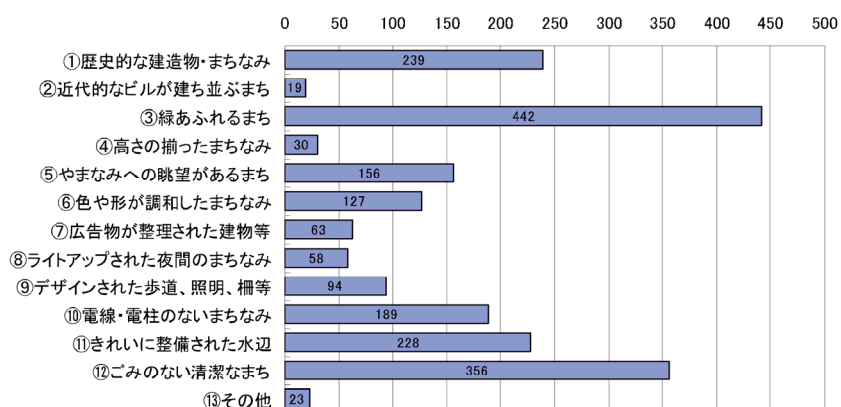
問 3. あなたご自身の住まい周辺の景観についてどのように思いますか。あてはまるものを1つ選んでください。



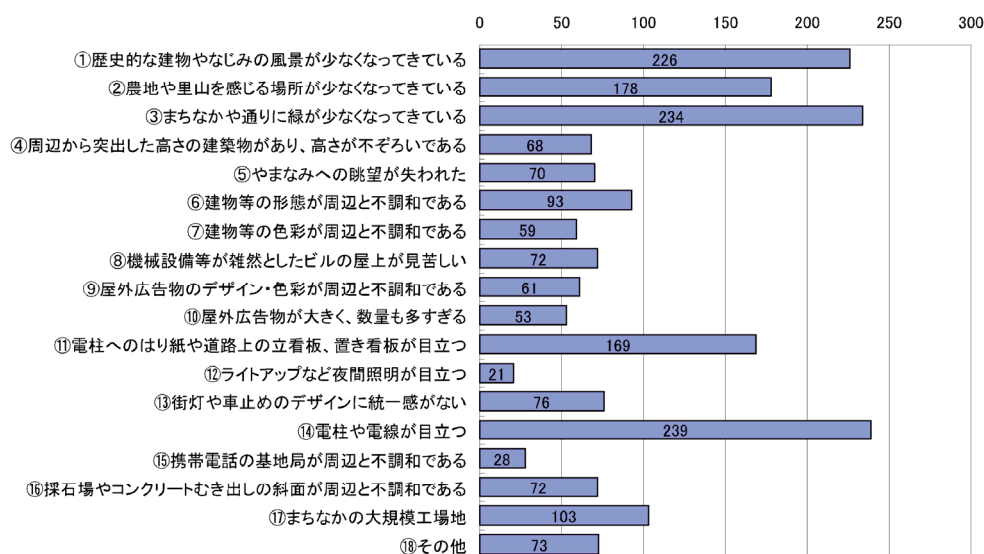
問 4. 延岡市のまちなみや自然の風景は、以前（10～15 年程前）と比べてどうなつたと感じますか？あてはまるものを1つ選んでください。



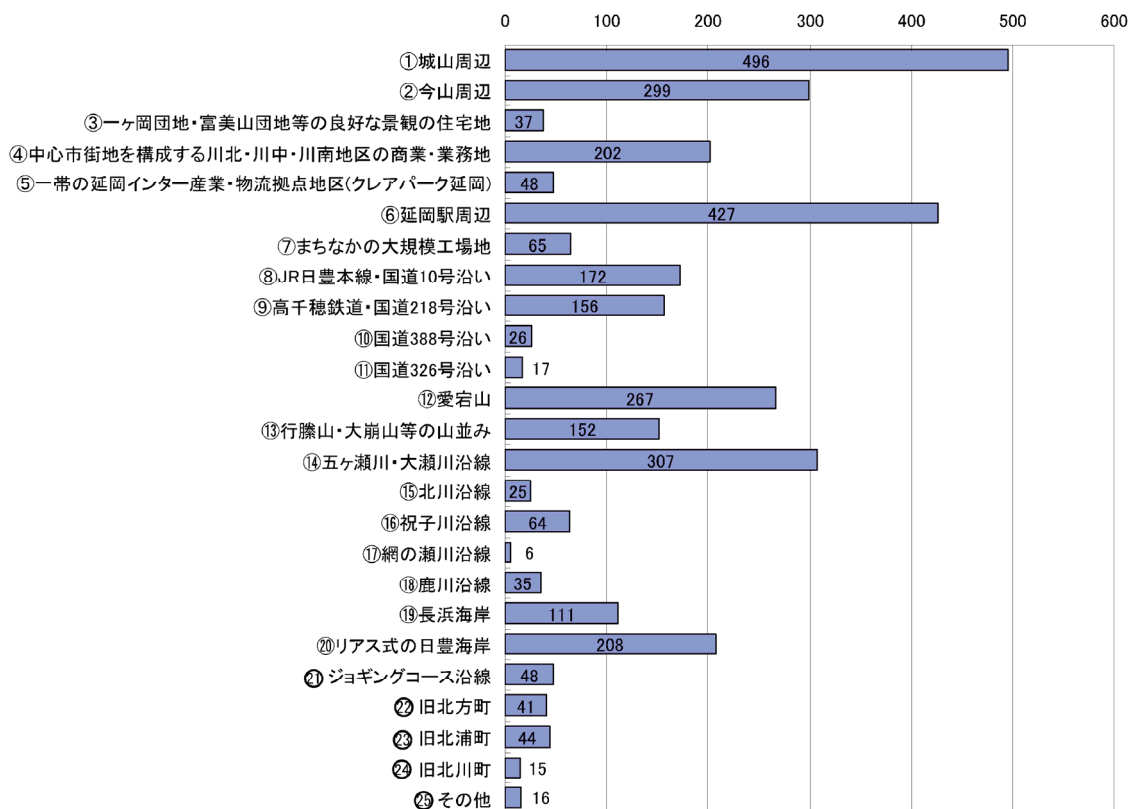
問 5. あなたがイメージするまちの「良い景観」とはどのようなものですか？あてはまるものを3つ選んでください。



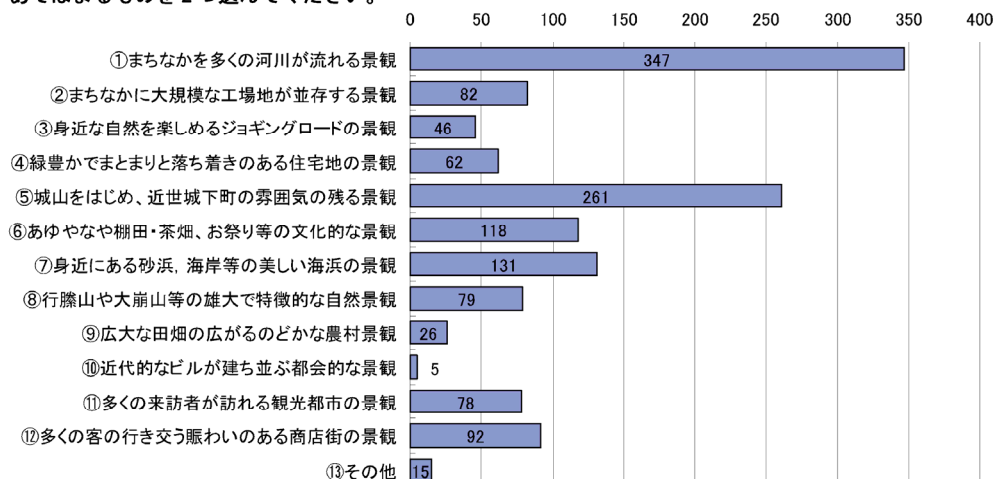
問 6. あなたが、延岡市の「悪い景観」と感じているものはどのようなものですか？あてはまるものを3つ選んでください。



問 7-1. 延岡らしい場所や美しいまちなみ・自然など、延岡市の良好な景観づくりに向けて守り、育てるべき重要な場所はどこですか？あてはまるものを5つ選んでください。

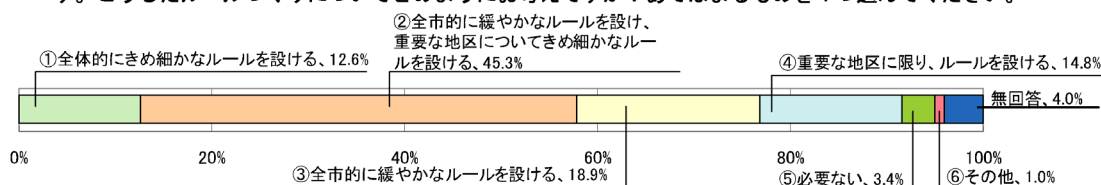


問 7-2. あなたは何に対して「延岡らしさ」を感じますか？もしくは、どのような延岡の景観を望みますか？
あてはまるものを2つ選んでください。



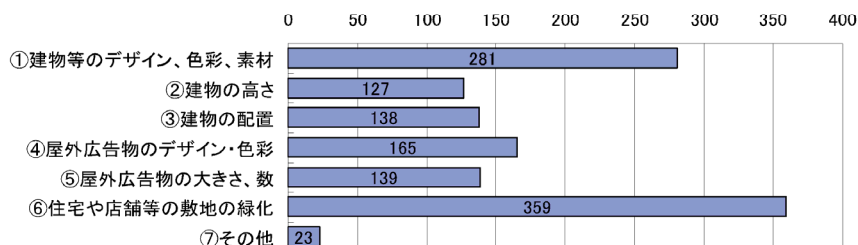
(2) 景観づくりのルールについて

問 8. 延岡の良好な景観づくりを進めていくためには、「景観づくりのルール」を設けることが有効な手法として考えられます。こうしたルールづくりについてどのようにお考えですか？あてはまるものを1つ選んでください。



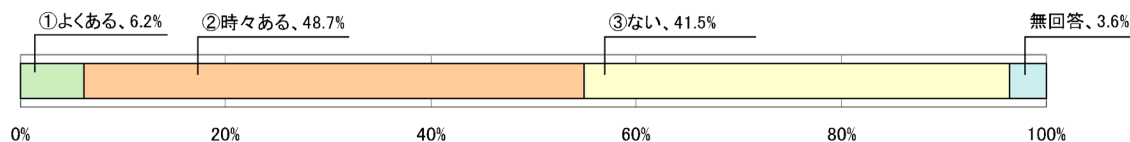
※問8で①～④を選択した方だけにお尋ねします。

問 9. 延岡らしい景観づくりを進めるために、どのようなルールが必要だと思いますか？
あてはまるものを2つ選んでください。

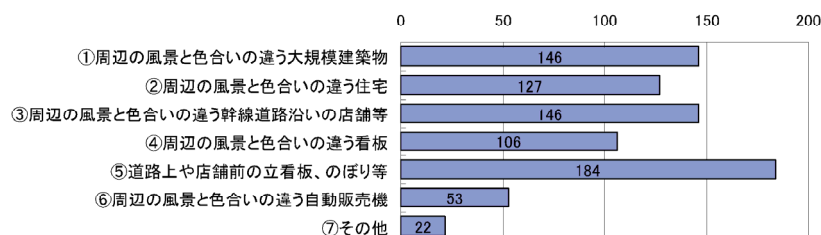


(3) 色彩について

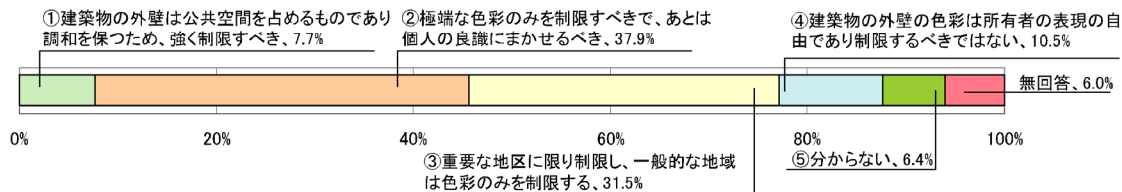
問 10. 新たに景観法の制度を取り入れた場合、建築物や工作物の色彩については制限することができるようになります。あなたは建築物等の色彩について、日常生活で不快感を覚えたことはありますか？
あてはまるものを1つ選んでください。



問 11. 色彩について不快感を覚えたのはどのようなものですか？あてはまるものを2つ選んでください。

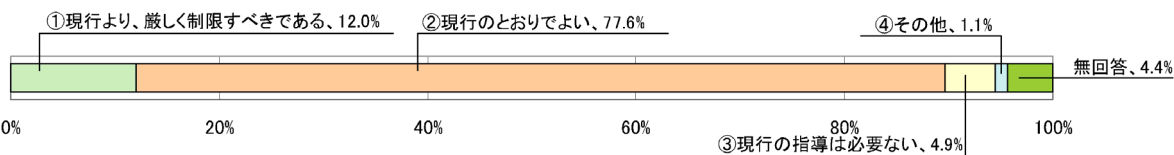


問 12. 今後、建築物の色彩制限を行うべきかどうかについて、どのように思われますか？あてはまるものを1つ選んでください。



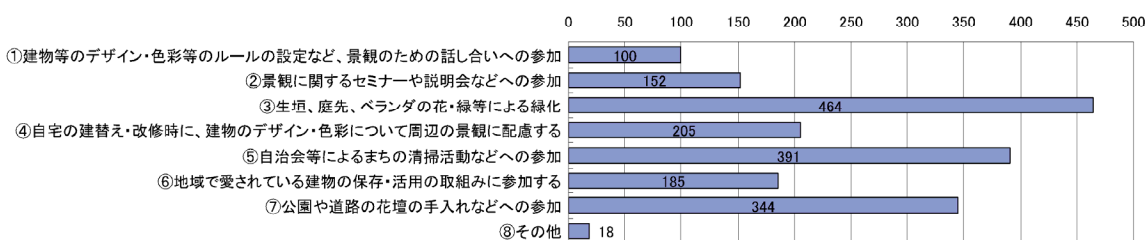
(4) 眺望全体と建築物の高さについて

問 13. 現在、延岡市では、城山への眺望を守り育てるために、城山周辺の建築物の高さについて、配慮（標高 21m）を事業者に対してお願いしています。このことについて、今後どのようにしたほうが良いとお考えになりますか？あてはまるものを1つ選んでください。



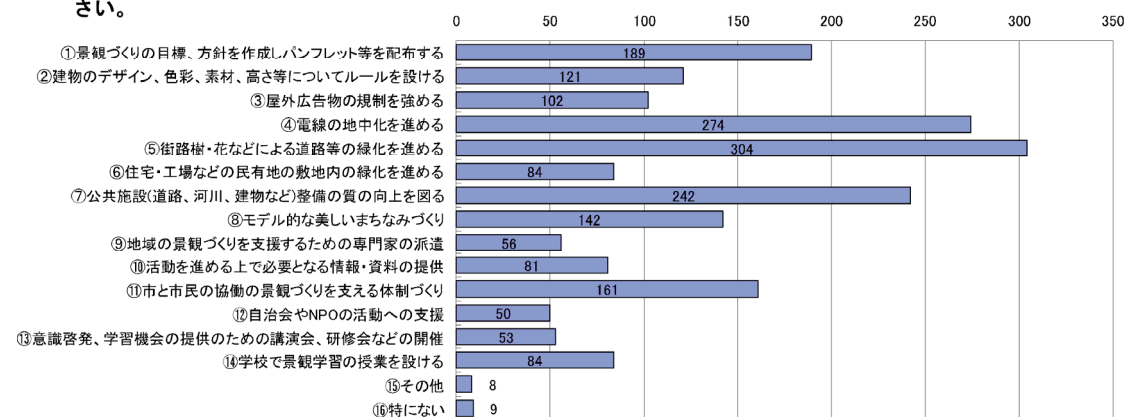
(5) 景観づくりへの関わり方について

問 14. 延岡らしい良好な景観づくりのためにあなたが、既に取り組んでいる、または今後取り組んでもよいと思うものを3つ選んでください。



(6) 延岡らしい良好な景観づくりの今後の方向性について

問 15. 良好な景観を守り、育てるためには、今後どのようなことが必要だと思いますか？あてはまるものを3つ選んでください。



②市民アンケート結果（R5）

●アンケートの目的 以下の点を目的に実施しました。

○平成22年に策定された延岡市景観計画を更訂するにあたり、住民の景観に対する意識や満足度（市内全域・景観形成重点地区）等を把握することを目的とする。

●アンケートの方法 以下の方法に基づき、アンケートを実施しました。

○調査対象者・・・一般市民（15歳以上の市内居住者）

○調査方法・・・（無作為抽出）郵送による配布、回収、

または案内文に標記した二次元バーコードからのweb回答

（一般）市HPや市公式LINEからweb回答

○実施期間・・・令和5年7月31日から8月31日にかけて実施

○配布数及び回収数、回収率・・・下表による。

対象	配布数	回収数	回収率
無作為抽出	2,000 票	651 票 (郵送：540 票、Web：111 票)	32.5%
一般	—	350 票	—
計		1001 票	

居住地	回収数	居住地	回収数
川中地区	23 票	南浦地区	13 票
岡富地区	155 票	北方町	18 票
恒富地区	307 票	北浦町	15 票
東海地区	113 票	北川町	15 票
伊形地区	138 票	その他	16 票
南方地区	188 票		

●アンケートの調査結果

○回答者の属性

問1. 性別

①男性 42.4% ②女性 56.1% 答えたくない 0.7% 不明 0.8%

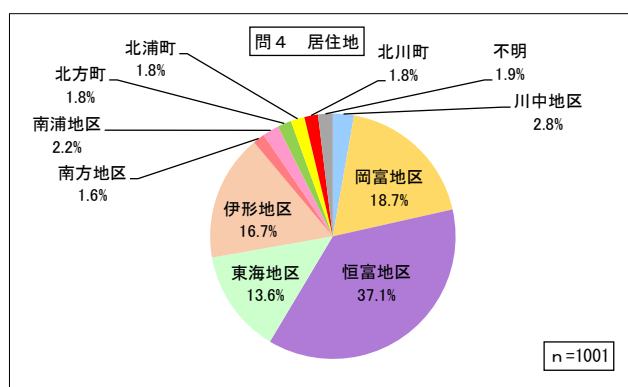
問2. 年齢

①15～17歳	1.6%	⑤40～49歳	14.8%
②18～19歳	0.5%	⑥50～59歳	17.8%
③20～29歳	6.7%	⑦60歳以上	45.0%
④30～39歳	13.4%	⑧不明	0.3%

問3. 職業

①会社員	30.0%	⑥専業主婦（夫）	9.9%
②自営業	8.0%	⑦生徒・学生	2.1%
③農林業	1.4%	⑧無職	23.0%
④公務員	8.7%	⑨その他	2.4%
⑤パート・アルバイト	14.3%	⑩不明	0.3%

問4. お住まいの地区



問5. 居住年数

① 1年未満	1.9%	④ 10年～15年未満	8.5%
② 1年～5年未満	9.6%	⑤ 15年以上	74.4%
③ 5年～10年未満	5.6%	⑥ 不明	0.0%

問6. 居住歴

① 延岡市に生まれ育った（Uターン含む）	68.4%	③ 県外から移住してきた	13.3%
② 県内の他の市町村から移住してきた	17.7%	④ 不明	0.6%

問7. 居住形態

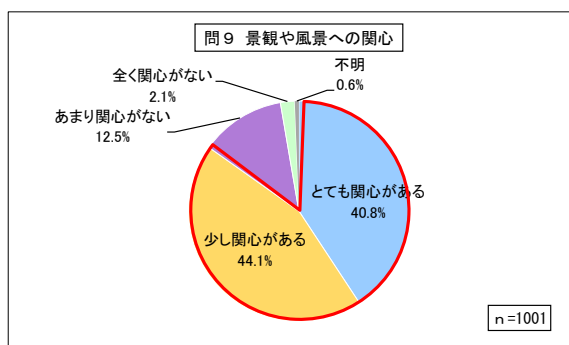
① 持ち家（一戸建て）	71.9%	④ 賃貸（アパート等集合住宅）	20.2%
② 持ち家（マンション等集合住宅）	2.2%	⑤ その他	1.3%
③ 賃貸（一戸建て）	4.4%	⑥ 不明	0.0%

問8. 家族構成

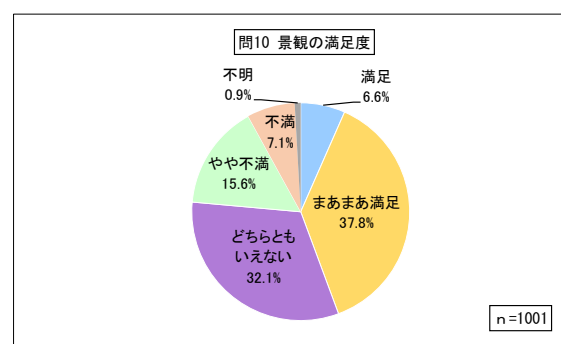
① 一人暮らし	15.4%	④ 三世代以上	6.5%
② 夫婦のみ	28.9%	⑤ その他	2.1%
③ 二世代（親と子）	47.1%	⑥ 不明	0.1%

（1）延岡市の景観について

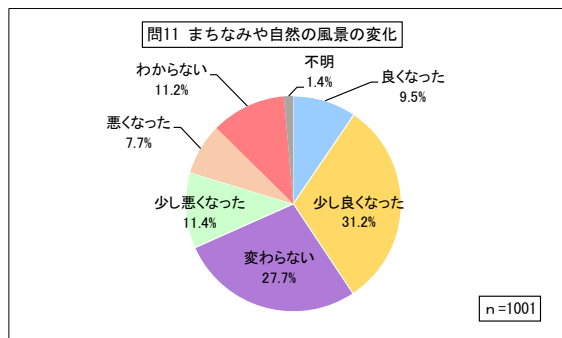
問9 延岡市の景観や風景に関心はありますか。



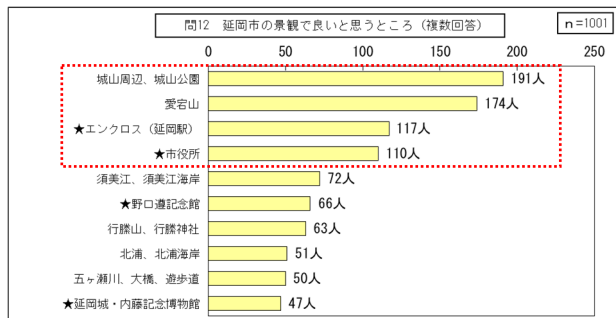
問10 延岡市の景観について、どの程度満足していますか。



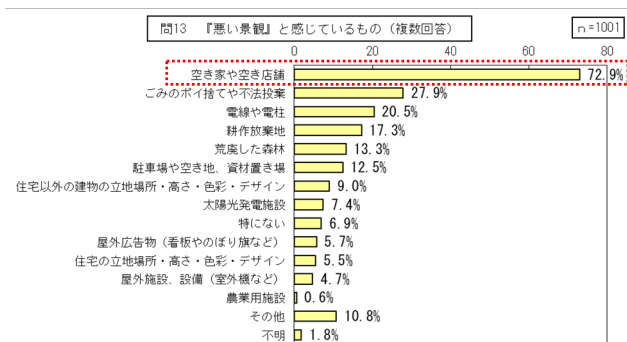
問 11 延岡市のまちなみや自然の風景は、以前(10～15年程前)と比べてどうなったと感じますか。



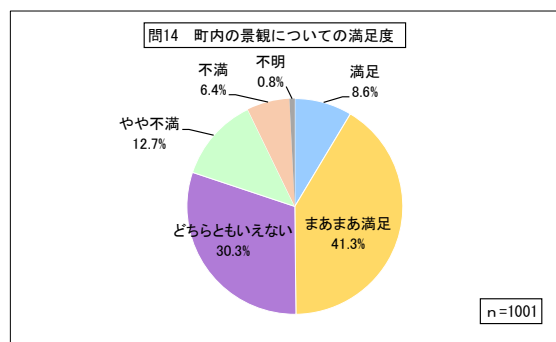
問 12 延岡市の景観で良いと思うところはどこですか。具体的な場所や地域、名称等をご記入ください。



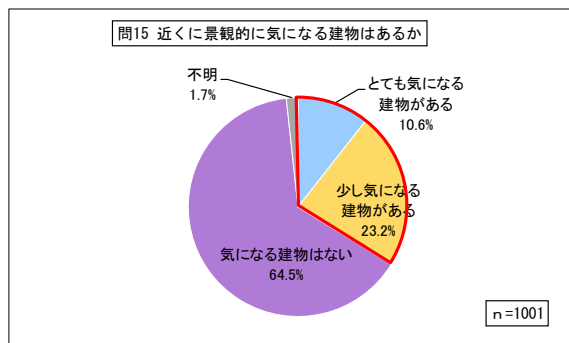
問 13 延岡市の『悪い景観』と感じているものはどのようなものですか。



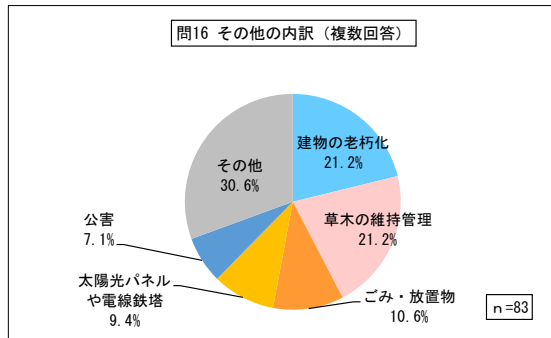
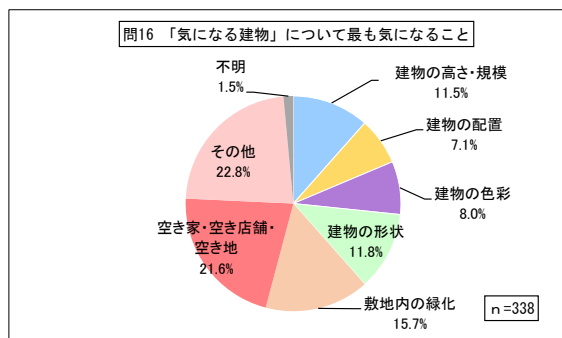
問 14 あなたのお住まいの町内の景観について、どの程度満足していますか。



問 15 お住まいの近くに景観的に気になる建物(大きさ、色、形、植栽等)はありますか。

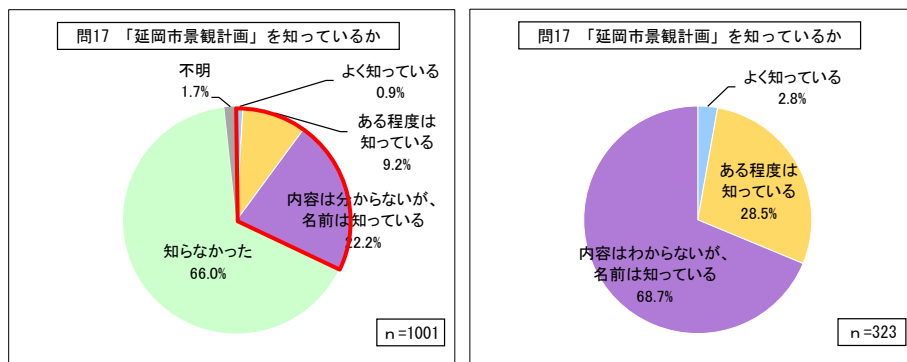


問 16 問 15 で「①とても気になる建物がある」または「②少し気になる建物がある」を選ばれた方にお聞きします。最も気になることは何ですか。



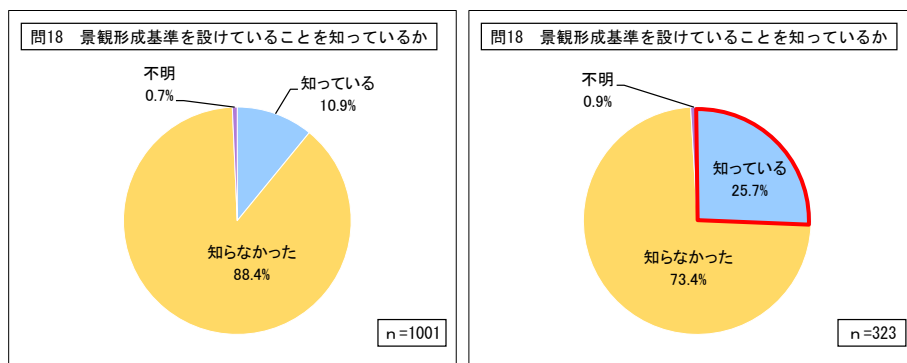
(2) 延岡市の景観施策について

問 17 本市では、延岡市の良好な景観形成のために、平成 22 年 7 月に「延岡市景観計画」を策定しています。あなたをご存じでしたか。



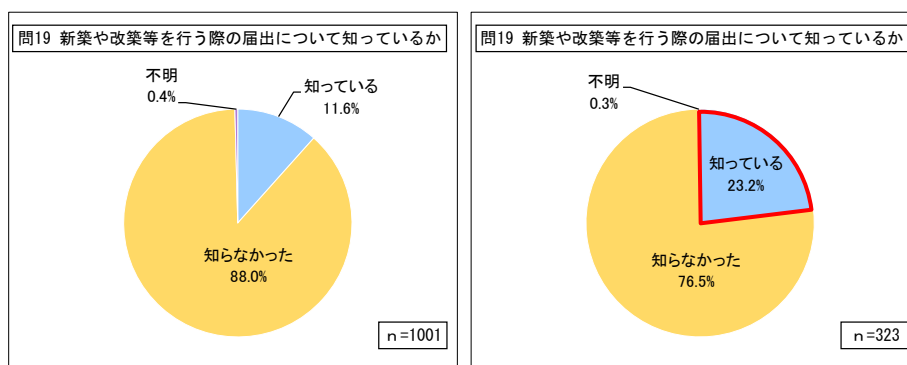
※左：全体回答 右：「延岡市景観計画」を知っている人のみの回答

問 18 「延岡市景観計画」の中で、建築物や工作物の配置や高さ、形態・意匠等について景観形成基準を設けています。あなたをご存じでしたか。



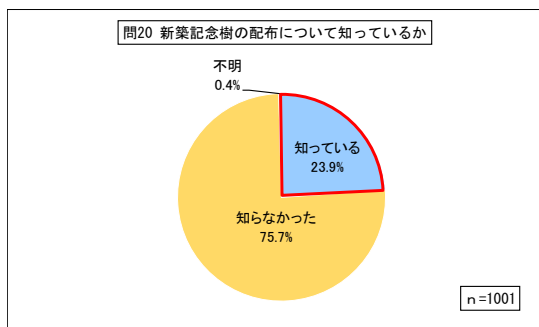
※左：全体回答 右：「延岡市景観計画」を知っている人（問 17）の回答

問 19 個人住宅を含め一定規模以上の建物の新築や改築、色の塗り替えなどの修繕等を行う際には、事前に延岡市景観条例に基づく届出が必要です。あなたをご存じでしたか。

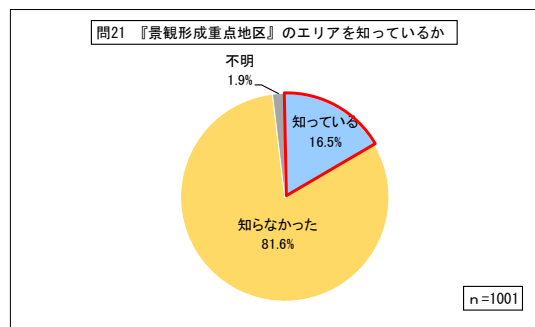


※左：全体回答 右：「延岡市景観計画」を知っている人（問 17）の回答

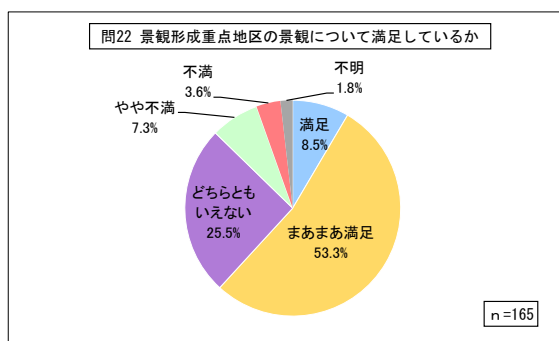
問 20 本市では、「花と緑のまちづくり」の一環として、延岡市内に住宅を新築された方に、新築記念樹の配布を行っております。あなたはご存じでしたか。



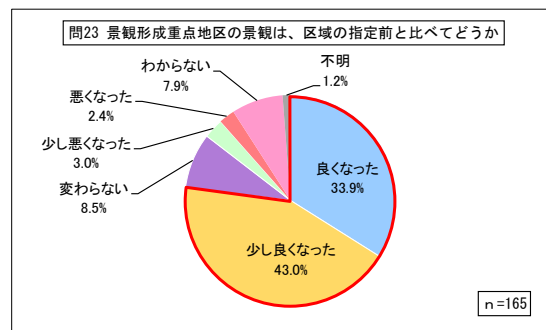
問 21 本市では、特に良好な景観の形成を図る必要がある区域として、「城山周辺地区」と「シンボルロード周辺地区」の2地区を『景観形成重点地区』として指定しています。あなたはご存じでしたか。



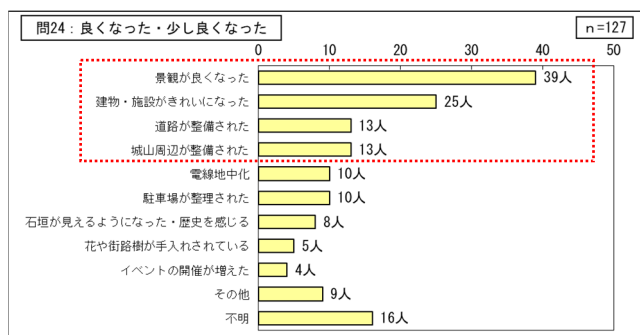
問 22 問 21 で「①知っている」と回答された方にお尋ねします。
あなたは延岡市の景観形成重点地区の景観について、どの程度満足していますか。



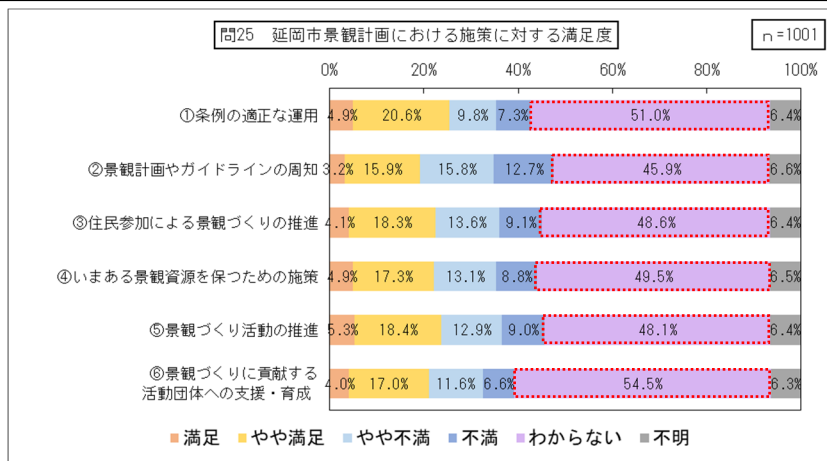
問 23 問 21 で「①知っている」と回答された方にお尋ねします。
景観形成重点地区の景観は、区域の指定前(12 年程前)と比べてどうなったと感じますか。



問 24 問 23 のように回答した理由を教えてください。

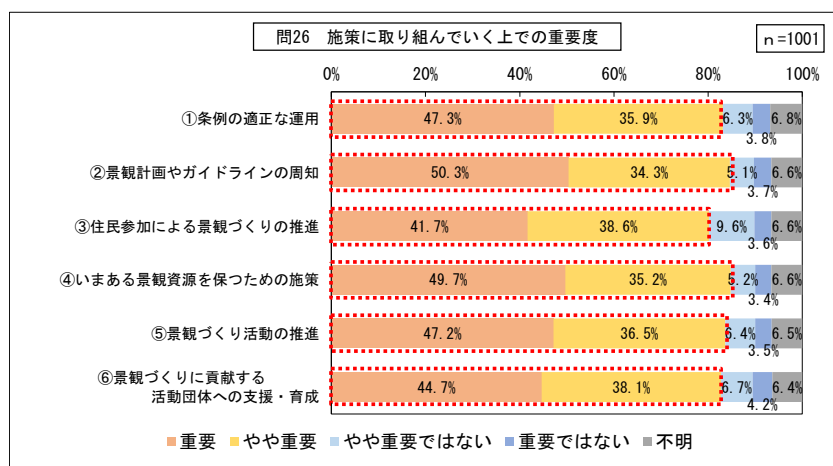


問 25 延岡市景観計画における施策について、これまでの取り組みに対する満足度を教えてください。

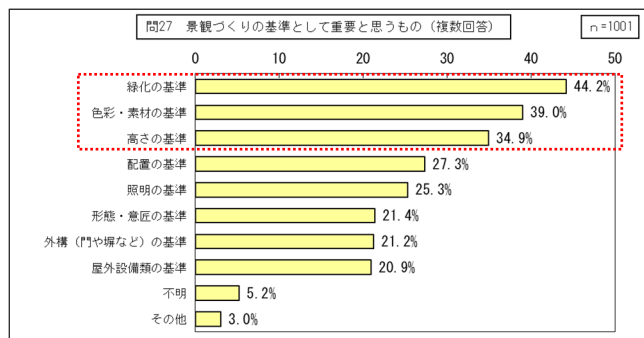


(3) 延岡市の今後の施策について

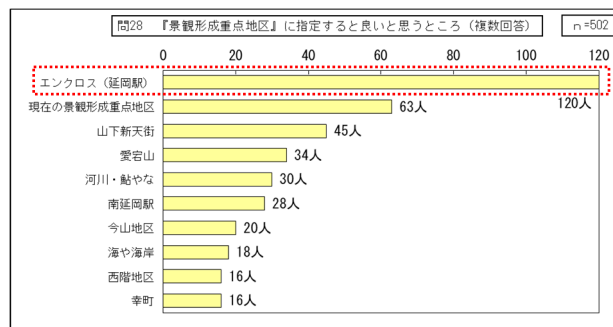
問 26 延岡市景観計画における施策について、これから取り組んでいく上での重要度を教えてください。



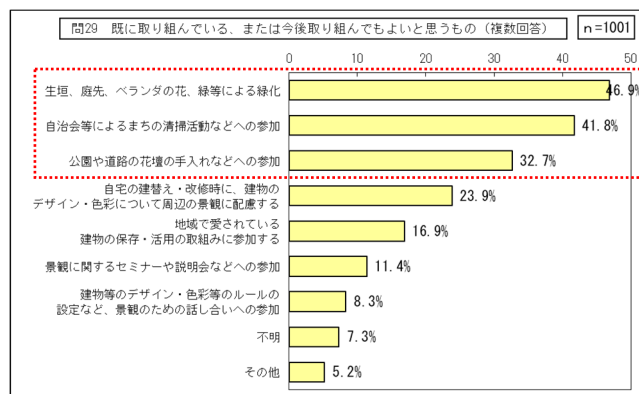
問 27 延岡市景観計画では、建築物を建築する際に使用できる色や建物の配置について、景観づくりの基準を定めています。重要と思うものを選んでください。



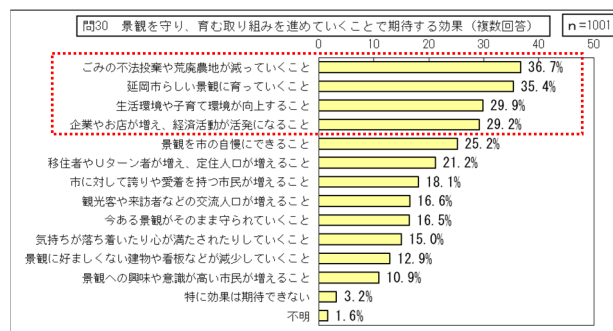
問 28 『景観形成重点地区』に指定すると良いと思うところはありますか。具体的な場所や地域、名称等をご記入ください。



問 29 延岡らしい良好な景観づくりのために、あなたが既に取り組んでいる、または今後取り組んでもよいと思うものは何ですか。

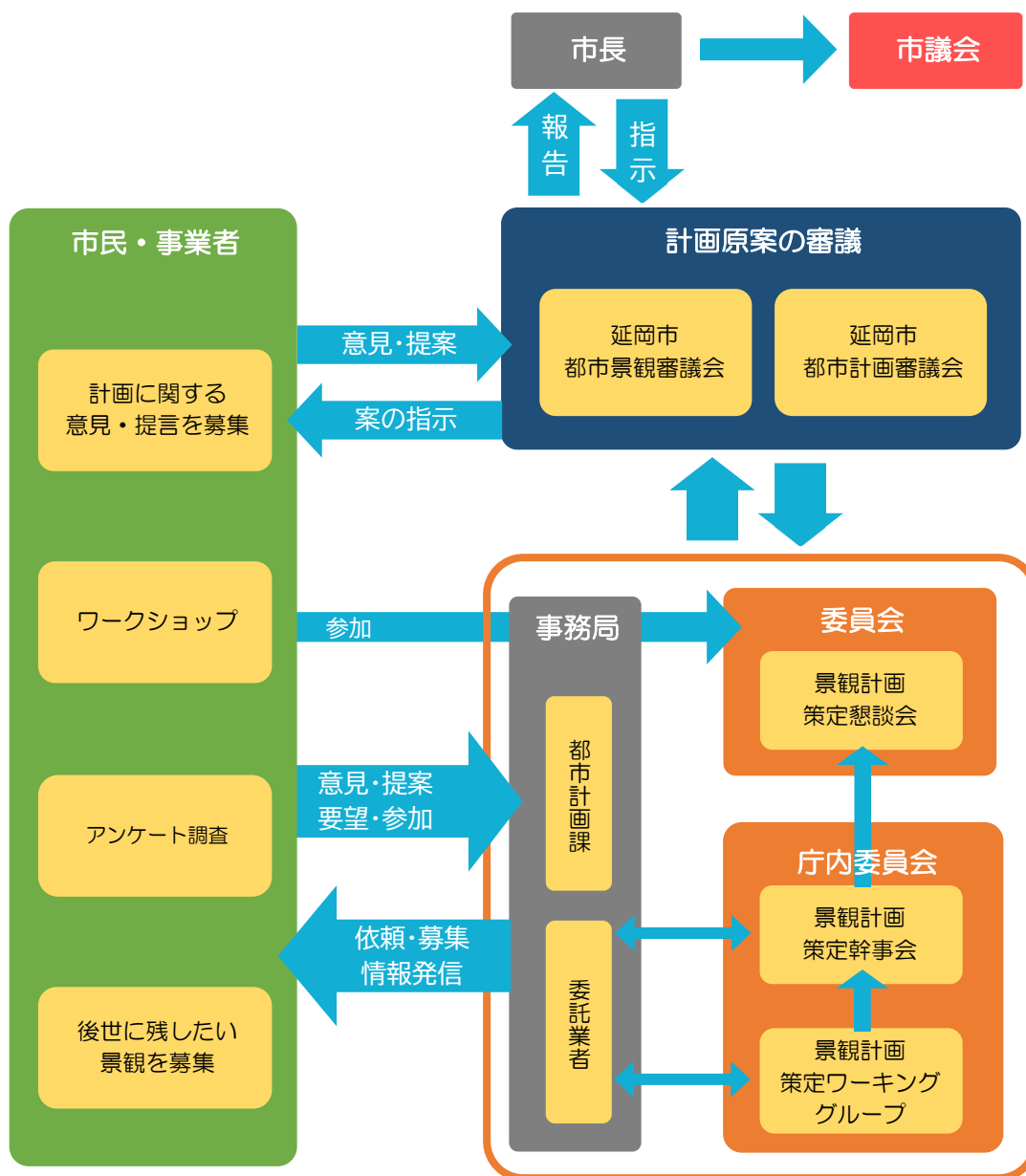


問 30 景観を守り、育む取り組みを進めていくことで、その効果としてどのようなことを期待しますか。



3. 延岡市景観計画策定までの流れ

①策定の体制



景観計画策定の流れ

②策定までの経緯

年月日	事業
平成20年4月1日	景観行政団体へ移行
平成20年8月8日	第1回景観計画策定ワーキンググループ、幹事会 景観法と景観計画について
平成20年8月11日	第1回延岡市景観計画策定懇談会 延岡市景観の魅力
平成20年9月1日 ～平成20年12月	美しい景観づくりに関するアンケート調査 参考資料 参照P52～P56
平成20年9月1日 ～平成20年12月1日	延岡市後世に残したい景観の募集 ※延岡市ホームページに結果を掲載
平成20年9月26日	平成20年度 第1回延岡市都市景観審議会 景観計画策定の取組みについて
平成20年10月14日	第2回延岡市景観計画策定懇談会 全市の骨格景観と重要な地区の現地視察
平成21年1月23日	第3回延岡市景観計画策定懇談会 景観づくりの方向性について
平成21年1月23日	第1回延岡市景観づくりワークショップ 延岡の大事な景観を選ぼう
平成21年2月7日	第2回延岡市景観づくりワークショップ まちを歩いて確かめよう
平成21年2月24日	平成20年度 第3回延岡市都市景観審議会 景観計画策定の方向性について
平成21年3月24日	第4回延岡市景観計画策定懇談会 景観づくりの方向性について
平成21年8月4日	第5回延岡市景観計画策定懇談会 策定方針（案）について
平成21年9月1日	第2回景観計画策定ワーキンググループ 建築物の色彩調査について
平成21年10月8日	平成21年度 第1回延岡市都市景観審議会 景観計画骨子案について
平成22年1月28日	第6回延岡市景観計画策定懇談会 自分たちにできること、今後の取組みについて
平成22年2月4日	平成21年度 第2回延岡市都市景観審議会 延岡市景観計画（案）について
平成22年5月7日 ～平成22年5月21日	パブリックコメント 延岡市景観計画（案）について
平成22年7月15日	平成22年度 第1回延岡市都市計画審議会 延岡市景観計画（案）についての意見聴取

③改訂の内容

時点修正を以下の通り行いました。

- 景観計画の位置づけを表す図の修正（上位計画及び各種関連計画等を更新）
- 「延岡城・内藤記念博物館」等の施設名称や写真の更新
- 景観の現状として、「西の玄関口インター線から望む景観」、「延岡市の顔となる駅周辺の景観」を追記
- 市民による自主的な景観づくりについて、文章と写真を更新
- 各概要図等の下図となる航空写真や地形図を更新
- 景観重要樹木に指定されている「指定 第1号 樹種 センダン」の概要と写真の追加
- 景観重要公共施設の道路名称を更新
- 令和5年度に実施した市民アンケート結果を追加
- 全体的な色や、文書のバランス等を修正

④延岡市景観計画策定懇談会の開催

●目的

景観計画の策定に向けて、学識経験者、各種団体、地域住民等により、計画の骨子となる延岡市全体の景観のあるべき方向性等についてご意見を頂き、景観計画作成の際の参考とするため、景観計画策定懇談会を開催しました。

●委員名簿

区分	所属・役職	氏名
学識経験者	南九州大学環境造園学部 准教授	関西剛康
	社団法人宮崎県建築士会延岡支部 副委員長	柴田志摩子
各種団体代表等	延岡市区長連絡協議会 会長	芝弘光
	北方町地域協議会 委員	藤本博明
	北川町地域協議会 委員	福島正則
	北浦町地域協議会 委員	日高勝明
	社団法人延岡青年会議所 理事長	小嶋健晴
	のべおか男女共同参画会議21 会長	木原万里子
	アーティスト（現代美術）	白瀬昌子
産業	旭化成株式会社 延岡支社 延岡総務部長	上荷田洋一
	株式会社アドベリー 代表取締役	稲田新太
	延岡商工会議所女性会 副会長	内倉政子
	延岡農業協同組合 総務部長	佐藤善男・尾崎公美洋
行政	国土交通省九州地方整備局延岡河川国道事務所 副所長	塚本剛好
	宮崎県延岡土木事務所 次長	井上康志・増田茂司
市民公募		塩満啓蔵
		木村哲三
		小林由明
		南都史子
		池田晃一
		小泉進
		永友宣彰

4. 用語解説

あ～お

アクセント色	建築物等の部分的に使用する少量の目立つ色のことで、色相、明度、彩度のいずれかに大きな差をつけて協調させる色。
意匠	建築物や工作物の形・色・模様・配置などのデザイン。
移植	竹・木などを別の土地へ移し植えること。
移転	同一敷地内における建築物の位置の変更をいう。通常は水平方向への移転が主なものであるが、垂直方向への移転（かさ上げによる高さの変更）もあり得る。
web	World Wide Webの略称。 インターネットを利用して、さまざまな情報の閲覧することができる仕組みのこと。
美しい国づくり政策 大綱	国土交通省によって定められた「国土を国民一人一人の資産として、美しい自然との調和を図りつつ整備し、次の世代に引き継ぐという理念の下、行政の方向を美しい国づくりに向けて転換する」とした取り組みの方針。平成15年策定。
屋上広告	建物の屋上に設置する屋外広告看板。
オープンスペース	都市または敷地内で、建造物の建っていない場所。空き地。

か～こ

外構	敷地を囲む垣、さく、へい、門、生垣など。
開発行為	主として建築物の建築または特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更のこと。（都市計画法第4条第12項）
改築	従前の建築物を取り壊して、これと位置・用途・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建てること。
観光立国行動計画	「日本を訪れる外国人旅行者数を2010年に倍増させる」という目標を達成するための具体的な施策を定めたもの。平成15年に第2回観光立国関係閣僚会議で決定。
協働	お互いの役割と責任を分担して一つの目標を達成する取り組み。
景観アドバイザー	景観づくりのために専門的なアドバイスを行う者。
景観行政団体	景観法により定義される景観行政を司る行政機構。景観行政団体は、景観法に基づいた項目に該当する区域に景観計画を定めることができる。
景観形成基準	良好な景観を維持・継承するための基準。
景観形成重点地区	景観計画区域のうち、景観形成上、特に重要と考えられ、重点的・先導的に景観形成を推進する地区。
景観軸	道路や河川などに沿って線的に形成される景観。
景観重要建造物	景観法第19条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。
景観重要公共施設	道路、河川、都市公園、海岸、港湾、漁港、自然公園等に係る公共施設のうち、景観計画の中で、良好な景観の形成に重要なものとして定められたもの。
景観重要樹木	景観法第28条に規定されたもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な樹木のこと。
景観ゾーン	自然地や市街地など面的に形成される景観。

景観法	都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図るため、景観に関する国民共通の基本理念や国、地方公共団体、事業者、住民それぞれの責務を定めるとともに、行為規制や公共施設の特例、支援の仕組み等を定めた法律。平成16年制定。
形態	ありさま。かたちに残った姿。
原色	混色することであらゆる種類の色を生み出せる、互いに独立な色のこと。
建築基準法 第2条第14号	大規模の修繕（建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の修繕）
建築基準法 第2条第15号	大規模の模様替（建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替）
建築物	土地に定着する工作物のうち、屋根があり、柱もしくは壁を有するもの、又は、これに附属する門や塀、野球場や競馬場のスタンドなどのような観覧のための工作物、地下又は高架の工作物内に設けられる事務所、店舗、興行場、倉庫などのこと。（建築基準法第2条第1号）
建築行為	建築物を新築し、増築し、改築し、または移転するための行為のこと。
建ぺい率	敷地面積に対する建築面積の割合。
工作物	本計画書においては、P.29工作物の種類に示すもの。
コミュニティ	地域社会、共同生活体のこと。

さ～そ

彩度	あざやかさの度合を数値で示したもの。P.50参照。
色相	赤、黄、緑、青などの色あい。P.50参照。
自然素材色	木、石、植物など、加工されていない素材の色。（レンガやタイルは自然素材としない。）
指定天然記念物（県）	県の区域内に存する記念物のうち、重要であり、宮崎県文化財保護条例に基づき、県が指定したもの。
指定天然記念物（市）	市の区域内に存する記念物のうち、重要であり、延岡市文化財保護条例に基づき、市が指定したもの。
指定有形文化財（県）	県の区域内に存する有形文化財のうち、重要であり、宮崎県文化財保護条例に基づき、県が指定したもの。
指定有形文化財（市）	市の区域内に存する有形文化財のうち、重要であり、延岡市文化財保護条例に基づき、市が指定したもの。
視点場	人間がある景観を眺める場所のこと。
地場産の素材	地元で採取、生産、加工された建設用資材。たとえば、延岡産の瓦など。
修景	建築物等の外観や道路・公園等の景観を美しく整えること。
修繕	同じ材料を用いて、元の状態に戻すこと。
新築	建築物の敷地（更地）に建築物を建てること。
遮へい	覆いをして隠すこと。

スカイライン	空を背景とした建築物などの輪郭線。
増築	建築物の床面積を増加させること。
祖母傾国定公園	大分、宮崎両県にまたがり、祖母山や大崩山など山岳地帯を主たる区域とする公園。

た〜と

畳堤（たたみでい）	洪水の被害をくいとめるために堤防の上に造られた土木構造物。洪水時に、畳堤に畳を挟み、堤防からの越水を防ぐものである。
テクノスケープ	テクノロジー(技術)とランドスケープ(景観)との合成語で、工場や鉄塔などの産業景観を表す。
登録記念物	文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって登録された保存及び活用のための措置が特に必要な記念物。(記念物は、遺跡、名勝地、動植物・地質鉱物の3分野が対象)
登録有形文化財	文化財保護法に基づき、文部科学大臣によって登録された保存及び活用のための措置が特に必要な建造物など。
都市景観形成モデル都市	総合的な都市景観の形成を推進するために施策を重点的に行う候補地区を有する都市として国が指定したもの。延岡市は昭和63年に指定を受けている。

な〜の

日豊海岸国定公園	大分、宮崎両県にまたがり、北は佐賀関半島から南は美々津海岸に至る海岸部を主体とする公園。
日豊海岸シーニック・ハイウェイ	シーニックは景色、ハイウェイは脇道、寄り道の意味で、観光や地域活性化などを目的とした、地域の魅力を具体化するための取り組み、またはそのためのルートのこと。平成18年に国土交通省が選定。
延岡駅西口街区ビル	商工会議所やIT企業などが入居し、200人を超える方々が働くビル。
延岡市駅前複合施設 エンクロス	情報発信スペースや市民活動スペース、カフェ、書店等、多様な機能を有するコミュニティ施設。
延岡市景観計画 ガイドライン	景観計画における「良好な景観の形成に関する方針」に示された景観形成の基準について、景観づくりの主体となる市民、事業者、行政が、その取り組みについて共通の認識を持つことができるよう、参考図・写真による具体的事例などにより、わかりやすく解説したもの。
延岡市景観条例	景観法による委任事項である届出対象行為、景観重要建造物・樹木の管理基準などに関する規定を盛り込み、良好な景観形成の実現を図る条例。
延岡市景観審議会	本市の景観形成に関する基本的事項を調査審議するための市長の諮問機関。
延岡市都市景観形成基本 計画	延岡市都市景観条例の具体的な運用の方向性や、景観形成の指針を示した計画。平成8年策定。
延岡城・内藤記念博物館	延岡市の歴史や文化に関する資料の収集・保存と、歴史資料や美術作品を鑑賞する機会を提供する施設。
延べ面積	建物の各階の床面積の合計のこと。
法面	切土や盛土による人工的に作られた斜面のこと。

は～ほ

伐採	竹・木などを切り取ること。
パブリックコメント	行政機関の意思決定過程において、広く市民に素案を公表し、それに対する意見、情報を考慮して意思決定する制度のこと。
文化財保護法	文化財を保存し、その活用を図って国民の文化的向上に資する目的の法律。昭和25年制定。
ファサード	建築物の正面のこと。
壁面広告	建物の壁面に設置する屋外広告看板。

ま～も

マンセル表色系	色を定量的に表す体系である表色系のひとつで、色彩を色の三属性（色相、明度、彩度）によって表現したもの。（JISZ 8721として規格化）
模様替	建築物の材料、仕様を替えること。

や～よ

ユニバーサルデザイン	年齢や障がいの有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるようにされたデザインのこと。
容積率	建物の延べ面積の敷地面積に対する割合。
用途地域	良好な市街地環境の形成や都市における住居、商業、工業などの適正な配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途（建てられる建築物）、容積率、建ぺい率、高さなどの規制・誘導する土地利用計画の基本となるもの。
擁壁	がけ地の土砂や、傾斜地のヒナ壇型造成地の段差が崩れるのを防ぐために設けられる壁状の構造物のこと。

ら～ろ

ライトアップ	夜間に照明機器や発光ダイオード（LED）などを使って建物・橋・塔などの建造物や、樹木等を明るく浮かび上がらせること。
ランドマーク	広い範囲から見え、地理上の目標物となると同時に、地域の景観を特徴づける山や建物などの景観構成要素。
稜線	山の峰と峰を結んで続く線。尾根のこと。
ルーパー	窓などに、幅の狭い板を何枚か縦に一定の間隔、角度で取り付けた装置のこと。

わ～ん

ワーキンググループ	委員会などの中に設置される、具体的・実務的な作業や調査を行うグループ。
ワークショップ	一方的な知識や技術の伝達ではなく、参加者が自ら参加、体験し、グループの相互作用の力で何かを学びあったり、創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイルのこと。



発行 延岡市

〒882-8686 宮崎県延岡市東本小路2番地1
TEL 0982-22-7022 FAX 0982-31-3186

編集 延岡市都市建設部都市計画課